

さいたま市教育委員会会議

(定 例 会)

令和8年4月23日 開催

教 育 委 員 会 会 議

日時 令和 8 年 4 月 23 日（木）

午後 2 時 00 分

場所 教育委員会室

< 次 第 >

1 開 会

2 教育長の報告

- 報告第 7 号 さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 報告第 8 号 さいたま市教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 報告第 9 号 さいたま市教職員の扶養手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 報告第 10 号 さいたま市教職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 報告第 11 号 さいたま市教職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 報告第 12 号 さいたま市教職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 報告第 13 号 さいたま市教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 報告第 14 号 さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について

3 議 事

- 議案第 29 号 議決事項の一部変更について（さいたま市立谷田小学校（5-1、
-2、-3・6・7 棟）リフレッシュ改修（建築）工事請負契約） 【非公開案件】
- 議案第 30 号 さいたま市授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則の制定
について
- 議案第 31 号 さいたま市教職員健康審査会委員の委嘱について 【非公開案件】
- 議案第 32 号 さいたま市就学支援委員会委員の委嘱及び任命について 【非公開案件】
- 議案第 33 号 市指定文化財の種別変更について

4 そ の 他

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議の回答について

市長と教育委員会との地方公務員法第23条の2の規定に基づく協議の回答について

市長と教育委員会との地方公務員法第23条の2の規定に基づく協議の回答について

市長と教育委員会との地方公務員法第23条の2の規定に基づく協議の回答について

市長と教育委員会との地方公務員法第23条の2の規定に基づく協議の回答について

5 閉 会

報告第 7 号

臨時代理の報告について

臨時代理した下記のことについて、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 13 年さいたま市教育委員会規則第 7 号）第 5 条第 2 号の規定により、別紙のとおりこれを報告する。

令和 8 年 4 月 23 日提出

さいたま市教育委員会
教育長 竹居 秀子

記

さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の制定について

臨 時 代 理 書

下記の件は、緊急に処理する必要があると認められ、かつ、教育委員会の会議を招集するいとまがないので、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１３年さいたま市教育委員会規則第７号）第４条の規定により、別紙のとおり決裁することを臨時代理する。

令和８年３月２６日

さいたま市教育委員会
教育長 竹居 秀子

記

さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の制定について

別紙

さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成２９年さいたま市教育委員会規則第１３号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（昇給の号給数） 第２９条　〔略〕 ２～７　〔略〕 ８　第５項又は第６項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第２２条第１項に規定する異動をした教職員にあっては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる教職員の昇給の号給数は、これらの規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。 ９　〔略〕	（昇給の号給数） 第２９条　〔略〕 ２～７　〔略〕 ８　第５項又は第６項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第２４条に規定する異動をした教職員にあっては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる教職員の昇給の号給数は、これらの規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。 ９　〔略〕

別表第６(1)及び(2)並びに別表第６の２(1)及び(2)を次のように改める。

別表第6（第20条関係）

(1) 教育職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	特2級	3級	4級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	1	1
19	1	1	1	1
20	1	1	1	1
21	1	1	1	1
22	2	1	1	1
23	3	1	1	1
24	4	1	1	1
25	5	1	1	1
26	6	1	1	1
27	7	1	1	1
28	8	1	1	1
29	9	1	1	1
30	10	1	2	1
31	11	1	3	1
32	12	1	4	1
33	13	1	5	1
34	14	1	6	1
35	15	1	7	1
36	16	1	8	1
37	17	1	9	1
38	18	2	10	1
39	19	3	11	1
40	20	4	12	1
41	21	5	13	1
42	22	6	14	2
43	23	7	15	3
44	24	8	16	4
45	25	9	17	5
46	25	10	18	6
47	26	11	19	7
48	26	12	20	8
49	27	13	21	9
50	27	14	22	9
51	28	15	23	10
52	28	16	24	10
53	29	17	25	11
54	29	18	26	11
55	30	19	27	12
56	30	20	28	12
57	31	21	29	13
58	31	22	30	13
59	32	23	31	14
60	32	24	32	14
61	33	25	33	15
62	33	26	34	15
63	34	27	35	16
64	34	28	36	16
65	35	29	37	17
66	35	30	38	17
67	36	31	39	17
68	36	32	40	17
69	37	33	41	18
70	37	34	42	18
71	38	35	43	18
72	38	36	44	18
73	39	37	45	19
74	39	38	45	19
75	40	39	46	19
76	40	40	46	19
77	41	41	47	20
78	41	42	47	20
79	42	43	48	20
80	42	44	48	20
81	43	45	49	21
82	43	46	50	21

83	44	47	51	22
84	44	48	52	22
85	45	49	53	23
86	45	50	53	
87	46	51	53	
88	46	52	54	
89	47	53	54	
90	47	54	54	
91	48	55	55	
92	48	56	55	
93	49	57	55	
94	49	58	56	
95	50	59	56	
96	50	60	56	
97	51	61	57	
98	51	62	57	
99	52	63	57	
100	52	64	58	
101	53	65	58	
102	53	66	58	
103	54	67	59	
104	54	68	59	
105	55	69	59	
106	55	69		
107	56	70		
108	56	70		
109	57	71		
110	57	71		
111	57	72		
112	57	72		
113	58	73		
114	58	73		
115	58	74		
116	58	74		
117	59	75		
118	59	75		
119	59	76		
120	59	76		
121	60	77		
122	60	77		
123	60	77		
124	60	77		
125	61	77		
126	61	78		
127	61	78		
128	61	78		
129	61	78		
130	61	78		
131	62	79		
132	62	79		
133	62	79		
134	62	79		
135	62	79		
136	62	80		
137	63	80		
138	63	80		
139	63	80		
140	63	80		
141	63	81		
142	63	81		
143	64	81		
144	64	82		
145	64	82		
146	64	82		
147	64	83		
148	64	83		
149	65	83		
150	65			
151	66			
152	66			
153	67			

(2) 教育職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	特2級	3級	4級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	2	1
11	3	1	3	1
12	4	1	4	1
13	5	1	5	1
14	6	1	6	1
15	7	1	7	1
16	8	1	8	1
17	9	1	9	1
18	10	1	10	1
19	11	1	11	1
20	12	1	12	1
21	13	1	13	1
22	14	1	14	1
23	15	1	15	1
24	16	1	16	1
25	17	1	17	1
26	18	1	18	1
27	19	1	19	1
28	20	1	20	1
29	21	1	21	1
30	22	1	22	1
31	23	1	23	1
32	24	1	24	1
33	25	1	25	1
34	26	1	26	1
35	27	1	27	1
36	28	1	28	1
37	29	1	29	1
38	30	1	30	1
39	31	1	31	1
40	32	1	32	1
41	33	1	33	1
42	34	1	34	1
43	35	1	35	1
44	36	1	36	1
45	37	1	37	1
46	37	1	38	1
47	38	1	39	1
48	38	1	40	1
49	39	1	41	1
50	39	2	42	1
51	40	3	43	1
52	40	4	44	1
53	41	5	45	1
54	41	6	46	1
55	42	7	47	1
56	42	8	48	1
57	43	9	49	1
58	43	10	50	1
59	44	11	51	1
60	44	12	52	1
61	45	13	53	1
62	45	14	54	2
63	46	15	55	3
64	46	16	56	4
65	47	17	57	4
66	47	18	58	4
67	48	19	59	4
68	48	20	60	4
69	49	21	61	5
70	49	22	61	5
71	50	23	62	5
72	50	24	62	5
73	51	25	63	5
74	51	26	63	6
75	52	27	64	6
76	52	28	64	6
77	53	29	65	6

78	53	30	66	6
79	53	31	67	7
80	54	32	68	7
81	54	33	68	7
82	54	34	68	7
83	55	35	68	7
84	55	36	69	7
85	55	37	69	8
86	56	38	69	8
87	56	39	69	8
88	56	40	70	8
89	57	41	70	9
90	57	42	70	9
91	58	43	70	9
92	58	44	71	9
93	59	45	71	9
94	59	46	71	10
95	60	47	71	10
96	60	48	72	10
97	61	49	72	10
98	61	50	72	10
99	61	51	72	11
100	61	52	72	11
101	62	53	73	11
102	62	54	73	11
103	62	55	74	11
104	62	56	74	12
105	63	57	75	12
106	63	58		
107	63	59		
108	63	60		
109	64	61		
110	64	62		
111	64	63		
112	64	64		
113	65	65		
114	65	65		
115	65	66		
116	65	66		
117	66	67		
118	66	67		
119	66	68		
120	66	68		
121	67	69		
122	67	70		
123	67	71		
124	67	72		
125	68	73		
126		74		
127		75		
128		76		
129		77		
130		77		
131		78		
132		78		
133		78		
134		78		
135		79		
136		79		
137		79		
138		79		
139		80		
140		80		
141		80		
142		80		
143		81		
144		81		
145		81		
146		81		
147		82		
148		82		
149		82		
150		82		
151		83		
152		83		
153		83		
154		84		
155		84		
156		84		
157		85		
158		85		
159		86		
160		86		
161		87		

別表第6の2（第21条の2関係）

(1) 教育職給料表(1)降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給			
	1級	2級	特2級	3級
1	21	37	29	41
2	22	38	30	42
3	23	39	31	43
4	24	40	32	44
5	25	41	33	45
6	26	42	34	46
7	27	43	35	47
8	28	44	36	48
9	29	45	37	50
10	30	46	38	52
11	31	47	39	54
12	32	48	40	56
13	33	49	41	58
14	34	50	42	60
15	35	51	43	62
16	36	52	44	64
17	37	53	45	68
18	38	54	46	72
19	39	55	47	76
20	40	56	48	80
21	41	57	49	82
22	42	58	50	84
23	43	59	51	85
24	44	60	52	85
25	46	61	53	85
26	48	62	54	85
27	50	63	55	85
28	52	64	56	85
29	54	65	57	85
30	56	66	58	85
31	58	67	59	85
32	60	68	60	85
33	62	69	61	85
34	64	70	62	85
35	66	71	63	85
36	68	72	64	85
37	70	73	65	85
38	72	74	66	85
39	74	75	67	85
40	76	76	68	85
41	78	77	69	85
42	80	78	70	85
43	82	79	71	85
44	84	80	72	85
45	86	81	74	85
46	88	82	76	
47	90	83	78	
48	92	84	80	
49	94	85	81	
50	96	86	82	
51	98	87	83	
52	100	88	84	
53	102	89	87	
54	104	90	90	
55	106	91	93	
56	108	92	96	
57	112	93	99	
58	116	94	102	
59	120	95	105	
60	124	96	105	
61	130	97	105	
62	136	98	105	
63	142	99	105	
64	148	100	105	
65	150	101	105	
66	152	102	105	

67	153	103	105	
68	153	104	105	
69	153	106	105	
70	153	108	105	
71	153	110	105	
72	153	112	105	
73	153	114	105	
74	153	116	105	
75	153	118	105	
76	153	120	105	
77	153	125	105	
78	153	130	105	
79	153	135	105	
80	153	140	105	
81	153	143	105	
82	153	146	105	
83	153	149	105	
84	153	149	105	
85	153	149	105	
86	153	149		
87	153	149		
88	153	149		
89	153	149		
90	153	149		
91	153	149		
92	153	149		
93	153	149		
94	153	149		
95	153	149		
96	153	149		
97	153	149		
98	153	149		
99	153	149		
100	153	149		
101	153	149		
102	153	149		
103	153	149		
104	153	149		
105	153	149		
106	153			
107	153			
108	153			
109	153			
110	153			
111	153			
112	153			
113	153			
114	153			
115	153			
116	153			
117	153			
118	153			
119	153			
120	153			
121	153			
122	153			
123	153			
124	153			
125	153			
126	153			
127	153			
128	153			
129	153			
130	153			
131	153			
132	153			
133	153			
134	153			
135	153			
136	153			
137	153			

138	153			
139	153			
140	153			
141	153			
142	153			
143	153			
144	153			
145	153			
146	153			
147	153			
148	153			
149	153			

(2) 教育職給料表(2)降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給			
	1級	2級	特2級	3級
1	9	49	9	61
2	10	50	10	62
3	11	51	11	63
4	12	52	12	68
5	13	53	13	73
6	14	54	14	78
7	15	55	15	84
8	16	56	16	88
9	17	57	17	93
10	18	58	18	98
11	19	59	19	103
12	20	60	20	105
13	21	61	21	105
14	22	62	22	105
15	23	63	23	105
16	24	64	24	105
17	25	65	25	105
18	26	66	26	105
19	27	67	27	105
20	28	68	28	105
21	29	69	29	105
22	30	70	30	105
23	31	71	31	105
24	32	72	32	105
25	33	73	33	105
26	34	74	34	105
27	35	75	35	105
28	36	76	36	105
29	37	77	37	105
30	38	78	38	105
31	39	79	39	105
32	40	80	40	105
33	41	81	41	105
34	42	82	42	105
35	43	83	43	105
36	44	84	44	105
37	46	85	45	105
38	48	86	46	
39	50	87	47	
40	52	88	48	
41	54	89	49	
42	56	90	50	
43	58	91	51	
44	60	92	52	
45	62	93	53	
46	64	94	54	
47	66	95	55	
48	68	96	56	
49	70	97	57	
50	72	98	58	
51	74	99	59	
52	76	100	60	
53	79	101	61	
54	82	102	62	
55	85	103	63	
56	88	104	64	
57	90	105	65	
58	92	106	66	
59	94	107	67	
60	96	108	68	
61	100	109	70	
62	104	110	72	
63	108	111	74	
64	112	112	76	
65	116	114	77	
66	120	116	78	
67	124	118	79	

68	125	120	83	
69	125	121	87	
70	125	122	91	
71	125	123	95	
72	125	124	100	
73	125	125	102	
74	125	126	104	
75	125	127	105	
76	125	128	105	
77	125	130	105	
78	125	134	105	
79	125	138	105	
80	125	142	105	
81	125	146	105	
82	125	150	105	
83	125	153	105	
84	125	156	105	
85	125	158	105	
86	125	160	105	
87	125	161	105	
88	125	161	105	
89	125	161	105	
90	125	161	105	
91	125	161	105	
92	125	161	105	
93	125	161	105	
94	125	161	105	
95	125	161	105	
96	125	161	105	
97	125	161	105	
98	125	161	105	
99	125	161	105	
100	125	161	105	
101	125	161	105	
102	125	161	105	
103	125	161	105	
104	125	161	105	
105	125	161	105	
106	125			
107	125			
108	125			
109	125			
110	125			
111	125			
112	125			
113	125			
114	125			
115	125			
116	125			
117	125			
118	125			
119	125			
120	125			
121	125			
122	125			
123	125			
124	125			
125	125			
126	125			
127	125			
128	125			
129	125			
130	125			
131	125			
132	125			
133	125			
134	125			
135	125			
136	125			
137	125			
138	125			

139	125			
140	125			
141	125			
142	125			
143	125			
144	125			
145	125			
146	125			
147	125			
148	125			
149	125			
150	125			
151	125			
152	125			
153	125			
154	125			
155	125			
156	125			
157	125			
158	125			
159	125			
160	125			
161	125			

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和８年４月１日から施行する。

(切替日における昇格等の特例)

- 2 さいたま市教職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和８年さいたま市条例第１１号。）附則第２項又は第３項の規定により、その者の令和８年４月１日（以下「切替日」という。）における号給を定められた教職員のうち、切替日に昇格又は降格（以下「昇格等」という。）をした教職員については、当該昇格等がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして、この規則による改正後のさいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第２０条又は第２１条の２の規定を適用する。

さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の制定について

1 提案理由

さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

給料表の改正に伴い、昇格・降格前後の級・号給の対応関係を整備するため、規則に規定する昇格時号給対応表、降格時号給対応表を改正するもの。

(施行期日) 令和8年4月1日

さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の制定について

1. 概要

令和7年の人事委員会からの給与等に関する報告及び勧告に基づき、令和8年2月議会でさいたま市教職員の給与に関する条例を改正したことに伴い、さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正するもの。

2. 改正内容

教育職の給料表構造の見直し（主幹教諭以上について、初号付近の号給を一部削除、以降の号給を順次切替え）に伴い、規則に規定する昇格時号給対応表及び降格時号給対応表を改正するもの。

3. 施行期日

令和8年4月1日

報告第 8 号

臨時代理の報告について

臨時代理した下記のことについて、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 13 年さいたま市教育委員会規則第 7 号）第 5 条第 2 号の規定により、別紙のとおりこれを報告する。

令和 8 年 4 月 23 日提出

さいたま市教育委員会
教育長 竹居 秀子

記

さいたま市教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について

臨 時 代 理 書

下記の件は、緊急に処理する必要があると認められ、かつ、教育委員会の会議を招集するいとまがないので、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１３年さいたま市教育委員会規則第７号）第４条の規定により、別紙のとおり決裁することを臨時代理する。

令和８年３月２６日

さいたま市教育委員会
教育長 竹居 秀子

記

さいたま市教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について

別紙

さいたま市教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する
規則

さいたま市教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則（平成２９年さいたま市教育委員会規則第２８号）の一部を次のように改正する。

別表第１及び別表第２を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

教育職給料表(2)の適用を受ける者

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給					
定年前再任用短時間勤務教育職員以外の教育職員		円	円	円	円	円
	1から4まで	1,300	1,400	2,800	3,400	5,100
	5から8まで	1,300	1,600	3,000	3,500	5,200
	9から12まで	1,400	1,700	3,200	3,600	5,300
	13から16まで	1,500	1,700	3,300	3,800	5,400
	17から20まで	1,600	1,800	3,400	3,800	5,500
	21から24まで	1,700	1,900	3,500	4,000	5,600
	25から28まで	1,800	2,000	3,700	4,100	5,600
	29から32まで	1,900	2,100	3,800	4,100	5,600
	33から36まで	1,900	2,200	3,900	4,200	5,600
	37から40まで	2,000	2,300	4,000	4,400	5,600
	41から44まで	2,200	2,400	4,000	4,400	
	45から48まで	2,200	2,600	4,100	4,600	
	49から52まで	2,300	2,700	4,200	4,700	
	53から56まで	2,400	2,800	4,400	4,700	
	57から60まで	2,400	3,000	4,400	4,800	
	61から64まで	2,500	3,200	4,500	4,900	
	65から68まで	2,600	3,300	4,700	5,000	
	69から72まで	2,600	3,400	4,700	5,100	
	73から76まで	2,700	3,500	4,700	5,100	
	77から80まで	2,800	3,700	4,700	5,200	
	81から84まで	2,800	3,800	4,900	5,200	
	85から88まで	2,800	3,800	5,000	5,200	
	89から92まで	2,900	3,900	5,000	5,300	
	93から96まで	3,000	4,000	5,000	5,300	
	97から100まで	3,100	4,100	5,100	5,300	
	101から104まで	3,100	4,200	5,100	5,300	
	105から108まで	3,200	4,300	5,100	5,300	
	109から112まで	3,200	4,400			
	113から116まで	3,200	4,400			
	117から120まで	3,300	4,500			
	121から124まで	3,300	4,600			
	125から128まで	3,300	4,700			
	129から132まで		4,700			
	133から136まで		4,700			
	137から140まで		4,700			
	141から144まで		4,700			
	145から148まで		4,800			
	149から152まで		4,900			
	153から156まで		4,900			
	157から160まで		4,900			
	161		4,900			
定年前再任用短時間勤務教育職員		2,200	2,600	3,200	3,500	4,400

備考 この表の適用を受ける教育職員のうち、第3条の2第1号で定める校務を分掌する教育職員には、この表の額に3,000円をそれぞれ加算する。

別表第2（第3条関係）

教育職給料表(1)の適用を受ける者

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給					
定年前再任用短 時間勤務教育職 員以外の教育職 員		円	円	円	円	円
	1から4まで	1,300	1,700	2,800	4,000	5,100
	5から8まで	1,300	1,800	3,000	4,100	5,200
	9から12まで	1,400	1,900	3,200	4,100	5,300
	13から16まで	1,500	2,000	3,300	4,200	5,400
	17から20まで	1,600	2,100	3,400	4,400	5,500
	21から24まで	1,700	2,200	3,500	4,400	5,600
	25から28まで	1,800	2,300	3,700	4,600	5,600
	29から32まで	1,900	2,400	3,800	4,700	5,600
	33から36まで	1,900	2,600	3,900	4,700	5,600
	37から40まで	2,000	2,700	4,000	4,800	5,600
	41から44まで	2,200	2,800	4,000	4,900	5,600
	45から48まで	2,200	3,000	4,100	5,000	5,600
	49から52まで	2,300	3,200	4,200	5,100	
	53から56まで	2,400	3,300	4,400	5,100	
	57から60まで	2,400	3,400	4,400	5,200	
	61から64まで	2,500	3,500	4,500	5,200	
	65から68まで	2,600	3,700	4,700	5,300	
	69から72まで	2,600	3,800	4,700	5,300	
	73から76まで	2,700	3,800	4,700	5,300	
	77から80まで	2,800	3,900	4,900	5,400	
	81から84まで	2,800	4,000	4,900	5,500	
	85から88まで	2,800	4,100	5,000	5,500	
	89から92まで	2,900	4,200	5,000		
	93から96まで	3,000	4,300	5,000		
	97から100まで	3,100	4,400	5,100		
	101から104まで	3,100	4,400	5,100		
	105から108まで	3,200	4,500	5,100		
	109から112まで	3,200	4,600			
	113から116まで	3,200	4,700			
	117から120まで	3,300	4,700			
	121から124まで	3,300	4,700			
	125から128まで	3,300	4,700			
	129から132まで	3,400	4,700			
	133から136まで	3,400	4,800			
	137から140まで	3,400	4,900			
	141から144まで	3,500	4,900			
	145から148まで	3,500	4,900			
	149から152まで	3,500	4,900			
	153	3,500				
定年前再任用短 時間勤務教育職 員		2,200	2,600	3,200	3,500	4,400

備考 この表の適用を受ける教育職員のうち、第3条の2第1号で定める校務を分掌する教育職員には、
この表の額に3,000円をそれぞれ加算する。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

さいたま市教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則 の制定について

1 提案理由

さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

給料表の改正に伴い、級・号給と手当額の対応関係を整備するため、規則に規定する別表第1及び別表第2を改正するもの。

(施行期日) 令和8年4月1日

さいたま市教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について

1. 概要

令和7年の人事委員会からの給与等に関する報告及び勧告に基づき、令和8年2月議会でさいたま市教職員の給与に関する条例を改正したことに伴い、さいたま市教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正するもの。

2. 改正内容

教育職の給料表構造の見直し（主幹教諭以上について、初号付近の号給を一部削除、以降の号給を順次切替え）に伴い、規則に規定する別表を改正するもの。

3. 施行期日

令和8年4月1日

報告第 9 号

臨時代理の報告について

臨時代理した下記のことについて、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 13 年さいたま市教育委員会規則第 7 号）第 5 条第 2 号の規定により、別紙のとおりこれを報告する。

令和 8 年 4 月 23 日提出

さいたま市教育委員会
教育長 竹居 秀子

記

さいたま市教職員の扶養手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について

臨 時 代 理 書

下記の件は、緊急に処理する必要があると認められ、かつ、教育委員会の会議を招集するいとまがないので、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第7号）第4条の規定により、別紙のとおり決裁することを臨時代理する。

令和8年3月26日

さいたま市教育委員会
教育長 竹居 秀子

記

さいたま市教職員の扶養手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について

別紙

さいたま市教職員の扶養手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教職員の扶養手当に関する規則（平成２９年さいたま市教育委員会規則第１９号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(趣旨) 第１条 この規則は、さいたま市教職員の給与に関する条例（平成２９年さいたま市条例第２１号。以下「条例」という。）第１３条において読み替えて準用するさいたま市職員の給与に関する条例（平成１３年さいたま市条例第４２号。以下「職員給与条例」という。）第１０条第５項の規定に基づき、扶養手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。 (扶養親族の範囲) 第２条 条例第１３条において読み替えて準用する職員給与条例第１０条第２項に規定する他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。 (1) 教職員の配偶者（<u>届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。</u>）、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者 (2) 年額１３０万円以上（<u>満１８歳に達する日以後の最初の４月１日から満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者にあっては、年額１５０万円以上</u>）の恒常的な所得があると見込まれる者 (3) [略] (届出) 第３条 <u>新たに条例第１３条において読み替えて準用する職員給与条例第１０条第１項の教職員たる要件を具備するに至った教職員は、別に定める扶</u>	(趣旨) 第１条 この規則は、さいたま市教職員の給与に関する条例（平成２９年さいたま市条例第２１号。以下「条例」という。）第１３条において読み替えて準用するさいたま市職員の給与に関する条例（平成１３年さいたま市条例第４２号。以下「職員給与条例」という。）第１０条及び第１１条の規定に基づき、扶養手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。 (扶養親族の範囲) 第２条 条例第１３条において読み替えて準用する職員給与条例第１０条第２項に規定する他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。 (1) 教職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者 (2) 年額１３０万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者 (3) [略] (届出) 第３条 条例第１３条において読み替えて準用する職員給与条例第１１条第１項の規定による届出は、別に定める扶養親族届により行うものとする。

養親族届により、その旨を速やかに市教育委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならない。扶養手当を受けている教職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、扶養の事実等を認定することができる場合として委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

（扶養親族の認定等）

第4条 委員会は、前条第1項に規定する届出があったときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。

2 [略]

（支給の始期及び終期）

第5条 扶養手当の支給は、教職員が新たに条例第13条において読み替えて準用する職員給与条例第10条第1項の教職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、教職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第3条第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後には、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当を受けている教職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

3 第1項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第6条 [略]

第7条 [略]

第8条 [略]

第9条 [略]

（扶養親族の認定等）

第4条 市教育委員会（以下「委員会」という。）は、前条に規定する届出があったときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。

2 [略]

第5条 [略]

第6条 [略]

第7条 [略]

第8条 [略]

附 則 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。 <u>（令和8年改正条例附則第4項が適用される間の 読替え）</u> 2 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで の間は、第2条中「職員給与条例」とあるのは「 さいたま市教職員の給与に関する条例等の一部を 改正する条例（令和8年さいたま市条例第11号） 附則第4項の規定により準用するさいたま市職員 の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令 和8年さいたま市条例第5号）附則第4項の規定 により読み替えられたさいたま市職員の給与に関 する条例（平成13年さいたま市条例第42号。 以下「読替え後の職員給与条例」という。）」と、 第3条第1項、第5条第1項及び第7条中「職員 給与条例」とあるのは「<u>読替え後の職員給与条例</u> とする。	附 則 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
---	--

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

さいたま市教職員の扶養手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について

1 提案理由

さいたま市教職員の給与に関する条例で準用する職員の給与に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

条例の改正に伴い、規則で定めることとされた届出、支給の始期及び終期の規定を新たに追加するなどの整備を行うもの。

(施行期日) 令和8年4月1日

さいたま市教職員の扶養手当に関する規則の 一部を改正する規則の制定について

1. 概要

さいたま市教職員の給与に関する条例で準用するさいたま市職員の給与に関する条例の改正に伴い、さいたま市教職員の扶養手当に関する規則の一部を改正するもの。

2. 改正内容

- ・ 手当の届出に係る規定等について整備するもの。
- ・ 大学生年代の扶養親族の所得限度額について、年額 1 3 0 万円から 1 5 0 万円に引き上げるもの。

3. 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

報告第 10 号

臨時代理の報告について

臨時代理した下記のことについて、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 13 年さいたま市教育委員会規則第 7 号）第 5 条第 2 号の規定により、別紙のとおりこれを報告する。

令和 8 年 4 月 23 日提出

さいたま市教育委員会
教育長 竹居 秀子

記

さいたま市教職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について

臨 時 代 理 書

下記の件は、緊急に処理する必要があると認められ、かつ、教育委員会の会議を招集するいとまがないので、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第7号）第4条の規定により、別紙のとおり決裁することを臨時代理する。

令和8年3月26日

さいたま市教育委員会
教育長 竹居 秀子

記

さいたま市教職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について

別紙

さいたま市教職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教職員の住居手当に関する規則（平成２９年さいたま市教育委員会規則第２０号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（適用除外教職員） 第２条 条例第１５条において読み替えて準用する職員給与条例第１４条第１項第１号の教育委員会規則で定める教職員は、次に掲げる教職員とする。 (1) 〔略〕 (2) <u>教職員の扶養親族たる者（教職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）で他に生計の途がなく主として当該教職員の扶養を受けているもの及び条例第１３条において読み替えて準用する職員給与条例第１０条第２項に規定する扶養親族をいう。以下この号において同じ。）が所有する住宅、教職員の配偶者、父母又は配偶者の父母で、教職員の扶養親族たる者以外の者が所有し、又は借り受け、居住している住宅及び教職員の扶養親族たる者が所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅並びに委員会がこれらに準じると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している教職員</u> （権衡教職員の範囲） 第４条 条例第１５条において読み替えて準用する職員給与条例第１４条第１項第２号の教育委員会規則で定める教職員は、さいたま市教職員の単身赴任手当に関する規則（平成２９年さいたま市教育委員会規則第２２号）第５条第３項に該当する<u>教職員</u>で、同項第２号に規定する満１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動（条例の適用を受けない市費支弁の常勤の職員、	（適用除外教職員） 第２条 条例第１５条において読み替えて準用する職員給与条例第１４条第１項第１号の教育委員会規則で定める教職員は、次に掲げる教職員とする。 (1) 〔略〕 (2) <u>配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）</u>、父母又は配偶者の父母で<u>教職員の扶養親族たる者（条例第１３条において読み替えて準用する職員給与条例第１０条に規定する扶養親族で条例第１３条において読み替えて準用する職員給与条例第１１条第１項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。）</u>以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅、教職員の扶養親族たる者が所有する住宅及び教職員の扶養親族たる者が所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅並びに委員会がこれらに準じると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している教職員 （権衡教職員の範囲） 第４条 条例第１５条において読み替えて準用する職員給与条例第１４条第１項第２号の教育委員会規則で定める教職員は、さいたま市教職員の単身赴任手当に関する規則（平成２９年さいたま市教育委員会規則第２２号）第５条第３項に該当する<u>教職員（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の４第１項の規定により採用された教職員を除く。）</u>で、同項第２号に規定する満１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間

国若しくは他の地方公共団体の職員又は同規則第5条第1項に規定する者から引き続き給料表の適用を受ける教職員となった者にあつては当該適用、外国の地方公共団体の機関等に派遣されるさいたま市職員の処遇等に関する条例（平成13年さいたま市条例第304号）第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰した教職員又はさいたま市教員の休職の事由等に関する条例（平成29年さいたま市条例第20号）第3条第1項の規定による休職から復職した教職員にあつては当該復帰又は復職）の直前の住居であつた住宅（有料宿舍及び前条に規定する住宅を除く。）又はこれに準じるものとして委員会の定める住宅を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているものとする。

にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動（条例の適用を受けない市費支弁の常勤の職員、国若しくは他の地方公共団体の職員又は同規則第5条第1項に規定する者から引き続き給料表の適用を受ける教職員となった者にあつては当該適用、外国の地方公共団体の機関等に派遣されるさいたま市職員の処遇等に関する条例（平成13年さいたま市条例第304号）第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰した教職員又はさいたま市教員の休職の事由等に関する条例（平成29年さいたま市条例第20号）第3条第1項の規定による休職から復職した教職員にあつては当該復帰又は復職）の直前の住居であつた住宅（有料宿舍及び前条に規定する住宅を除く。）又はこれに準じるものとして委員会の定める住宅を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているものとする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

さいたま市教職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について

1 提案理由

さいたま市教職員の給与に関する条例で準用する職員の給与に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

定年前再任用短時間勤務職員等について住居手当を支給することになったため、所要の改正を行うもの。

(施行期日) 令和8年4月1日

さいたま市教職員の住居手当に関する規則の 一部を改正する規則の制定について

1. 概要

さいたま市教職員の給与に関する条例で準用するさいたま市職員の給与に関する条例の改正に伴い、さいたま市教職員の住居手当に関する規則の一部を改正するもの。

2. 改正内容

定年前再任用短時間勤務教職員等に対して住居手当を支給することに伴い、支給対象から除外する規定を削除するもの。

3. 施行期日

令和8年4月1日

報告第 1 1 号

臨時代理の報告について

臨時代理した下記のことについて、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 1 3 年さいたま市教育委員会規則第 7 号）第 5 条第 2 号の規定により、別紙のとおりこれを報告する。

令和 8 年 4 月 2 3 日提出

さいたま市教育委員会
教育長 竹居 秀子

記

さいたま市教職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について

臨 時 代 理 書

下記の件は、緊急に処理する必要があると認められ、かつ、教育委員会の会議を招集するいとまがないので、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第7号）第4条の規定により、別紙のとおり決裁することを臨時代理する。

令和8年3月26日

さいたま市教育委員会
教育長 竹居 秀子

記

さいたま市教職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について

別紙

さいたま市教職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教職員の通勤手当に関する規則（平成２９年さいたま市教育委員会規則第２１号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（届出） 第３条 教職員は、新たに条例第１６条において読み替えて準用する職員給与条例第１５条第１項の教職員たる要件を具備するに至った場合には、別に定める通勤届により、その通勤の実情を速やかに市教育委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならない。同項の教職員が<u>次の各号のいずれかに該当する場合</u>についても、同様とする。 (1) <u>住居、通勤経路、通勤方法若しくは条例第１６条において読み替えて準用する職員給与条例第１５条第５項に規定する駐車場等（以下「駐車場等」という。）を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金の額に変更があった場合</u> (2) <u>第１２条各号の教職員たる要件を欠くに至った場合</u> ２ 教職員は、前項第１号に掲げる変更により条例第１６条において読み替えて準用する職員給与条例第１５条第１項の教職員たる要件を具備しなくなった場合には、その旨を速やかに委員会に届け出なければならない。 （確認及び決定） 第４条 委員会は、教職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準じるものを含む。以下「定期券」という。）の提示又は<u>第１５条第１項に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐</u>	（届出） 第３条 教職員は、新たに条例第１６条において読み替えて準用する職員給与条例第１５条第１項の教職員たる要件を具備するに至った場合には、別に定める通勤届により、その通勤の実情を速やかに市教育委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならない。同項の教職員が<u>住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合</u>についても、同様とする。 ２ 教職員は、前項後段に掲げる変更により条例第１６条において読み替えて準用する職員給与条例第１５条第１項の教職員たる要件を具備しなくなった場合には、その旨を速やかに委員会に届け出なければならない。 （確認及び決定） 第４条 委員会は、教職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準じるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が条例第１６条において読み替え

車場等の料金の額を証明する書類の提出を求める等の方法により確認し、その者が条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第1項の教職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

(普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第6条 普通交通機関等（条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第3項に規定する新幹線鉄道等（以下「新幹線鉄道等」という。）以外の交通機関等をいう。以下同じ。）に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

第8条 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項及び第11条第2号において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
ア イに掲げる場合以外の場合 通用期間を支給単位期間（条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第9項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）と同じくする定期券の価額

イ [略]

- (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分（交替制勤務に従事する教職員等にあつては、平均1月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額

- (3) 委員会の定める普通交通機関等 委員会の定める額

2 前条ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの普通交通機関等について、前項各号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

て準用する職員給与条例第15条第1項の教職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

(交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第6条 交通機関等に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

第8条 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第2項第1号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 通用期間を支給単位期間（条例第16条において準用する職員給与条例第15条第5項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）と同じくする定期券の価額

イ [略]

- (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分（交替制勤務に従事する教職員等にあつては、平均1月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額

- (3) 委員会の定める交通機関等 委員会の定める額

2 前条ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの交通機関等について、前項各号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(自動車等使用者の支給額)

第9条 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第2項第2号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 片道5キロメートル未満 2,000円
- (2) 片道5キロメートル以上10キロメートル未満 4,200円
- (3) 片道10キロメートル以上15キロメートル未満 7,300円
- (4) 片道15キロメートル以上20キロメートル未満 1万400円
- (5) 片道20キロメートル以上25キロメートル未満 1万3,500円
- (6) 片道25キロメートル以上30キロメートル未満 1万6,600円
- (7) 片道30キロメートル以上35キロメートル未満 1万9,700円
- (8) 片道35キロメートル以上40キロメートル未満 2万2,800円
- (9) 片道40キロメートル以上45キロメートル未満 2万5,900円
- (10) 片道45キロメートル以上50キロメートル未満 2万9,100円
- (11) 片道50キロメートル以上55キロメートル未満 3万2,300円
- (12) 片道55キロメートル以上60キロメートル未満 3万5,500円
- (13) 片道60キロメートル以上65キロメートル未満 3万8,700円
- (14) 片道65キロメートル以上70キロメートル未満 4万2,200円
- (15) 片道70キロメートル以上75キロメートル未満 4万5,700円
- (16) 片道75キロメートル以上80キロメートル未満 4万9,200円
- (17) 片道80キロメートル以上85キロメートル未満 5万2,700円
- (18) 片道85キロメートル以上90キロメートル未満 5万6,200円
- (19) 片道90キロメートル以上95キロメートル未満 5万9,600円
- (20) 片道95キロメートル以上100キロメートル未満 6万3,000円
- (21) 片道100キロメートル以上 6万6,400円

第10条 [略]

第9条 [略]

(併用者の区分及び支給額)

第11条 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる教職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第1項第3号に掲げる教職員（普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であつて、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である教職員及びその距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員 同条第2項第1号及び第2号に定める額

- (2) 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第1項第3号に掲げる教職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額。以下「1月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第2項第2号に定める額（駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする教職員（次号において「駐車場等利用教職員」という。）にあつては、その額に同条第5項第1号に定める額を加算した額）以上である教職員（前号に掲げる教職員を除く。） 同条第2項第1号に定める額

- (3) 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第1項第3号に掲げる教職員のうち、1月当たりの運賃等相当額等が同条第2項第2号に定める額（駐車場等利用教職員にあつては、その額に同条第5項第1号に定める額を加算した額）未満である教職員（第1号に掲げる教職員を除く。） 同条第2項第2号に定める額

(育児、介護等のやむを得ない事情がある者等)

第12条 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第3項の遠方に居住する

(併用者の区分及び支給額)

第10条 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる教職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第1項第3号に掲げる教職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であつて、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である教職員及びその距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員 同条第2項第1号及び第2号に定める額（同項第1号に規定する1月当たりの運賃等相当額（以下「1月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第2号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

- (2) 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第1項第3号に掲げる教職員のうち、1月当たりの運賃等相当額（2以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「1月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第2項第2号に定める額以上である教職員（前号に掲げる教職員を除く。） 同項第1号に定める額

- (3) 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第1項第3号に掲げる教職員のうち、1月当たりの運賃等相当額等が同条第2項第2号に定める額未満である教職員（第1号に掲げる教職員を除く。） 同項第2号に定める額

教職員で、育児、介護等のやむを得ない事情がある者として教育委員会規則で定めるものは、新幹線鉄道等を利用する距離が片道５０キロメートル以上の者のうち、次に掲げる者とする。ただし、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第２２条の４第１項の規定により採用された教職員（以下「定年前再任用短時間勤務教職員」という。）、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号。以下「育児休業法」という。）第１８条第１項の規定により採用された教職員（以下「任期付短時間勤務教職員」という。）、さいたま市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成２７年さいたま市条例第４号）第９条第１項又は育児休業法第６条第１項第１号の規定により採用された教職員及び法第２２条の３第１項、育児休業法第６条第１項第２号又は女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和３０年法律第１２５号）第３条第１項に規定により採用された臨時的任用に係る教職員を除く。

- (1) 育児休業法第１０条第３項の規定により同条第１項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた教職員（育児休業法第１７条の規定による短時間勤務をすることとなった教職員を含む。）
- (2) 育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業の承認を受けた教職員（同条第２項第１号の部分休業の承認を受けた教職員に限る。）
- (3) さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成２９年さいたま市条例第１７号）第１８条に規定する介護休暇の承認を受けた教職員
- (4) さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第１９条に規定する介護時間の承認を受けた教職員

（新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準）

第１３条 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

２ 第７条の規定は、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

３ 第８条（第１項第３号を除く。）の規定は、条例第１６条において読み替えて準用する職員給与条例第１５条第３項第１号に規定する特別料金等相当額（第１７条第２項において「特別料金等相当額」という。）の算出について準用する。この

場合において、第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第1号及び第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第2号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

(権衡教職員等の範囲等)

第14条 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第4項に規定する教育委員会規則で定める者は、国又は他の地方公共団体の職員であった者から引き続き給料表の適用を受ける教職員となった者で、新幹線鉄道等を利用する距離が片道50キロメートル以上のものとする。

2 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第4項の規定による当該住居に相当するものとして教育委員会規則で定める住居は、委員会が別に定める。

3 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第4項に規定する任用の事情等を考慮して教育委員会規則で定める教職員は、人事交流等により給料表の適用を受ける教職員となった者とする。

4 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第4項の規定による通勤手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定める教職員は、委員会が別に定める。

(駐車場等の要件等)

第15条 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第5項の教育委員会規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 勤務公署の周辺又は第4条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準じるものとして委員会が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。

(2) 教職員が自転車を駐車するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。

(3) その利用について教職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）若しくは条例第13条において読み替えて準用する職員給与条例第10条第2項に規

定する扶養親族（教職員の配偶者の扶養親族を含む。）に料金を支払うこととなる施設でないこと。

(4) 教職員が自ら1月以上借り受けている施設であること。

2 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第5項の教育委員会規則で定める教職員は、第11条第2号に掲げる教職員とする。

3 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第5項第1号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が5,000円を超える場合にあっては、5,000円）とする。ただし、定年前再任用短時間勤務教職員、育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた教職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった教職員を含む。）又は任期付短時間勤務教職員であって、1月当たりの通勤所要回数の平均が10回に満たない教職員には、当該各号に定める額に100分の50を乗じて得た額（その額に1円未満の端数がある場合にあってはその端数を切り捨てた額とし、その額が2,500円を超える場合にあっては2,500円）とする。

(1) 一の駐車場等を利用する場合 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

イ 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によって定めた期間に限る。）が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

(2) 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号ア及びイに定める額を合計した額

第16条 [略]

（支給日等）

第17条 通勤手当は、支給単位期間（次項に掲げる通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（第19条第2項第2号及び第22条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の給料の支給日に支給する。ただし、給料の支給日までにこの手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときはその日後に、教職員が離職し、又は死亡したとき

第11条 [略]

（支給日等）

第12条 通勤手当は、支給単位期間（次項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。）又は当該各号に定める期間（第17条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の給料の支給日に支給する。ただし、給料の支給日までにこの手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときはその日後に、教職員が離職し、又は死亡したときはその際支給する

はその際支給することができる。

- 2 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第7項の教育委員会規則で定める通勤手当は、1月当たりの運賃等相当額等（第11条第3号に掲げる教職員に係るものを除く。）、条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第2項第2号に定める額（第11条第2号に掲げる教職員に係るものを除く。）、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第5項第1号に定める額の合計額（第19条第2項において「1月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が15万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第7項の教育委員会規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

第18条 [略]

（返納の事由及び額等）

第19条 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第8項の教育委員会規則で定める事由は、通勤手当（1月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される教職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

- (1) [略]
- (2) 通勤経路、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合

ことができる。

- 2 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第3項の教育委員会規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の教育委員会規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 教職員が2以上の交通機関等を利用するものとして条例第16条において準用する職員給与条例第15条第2項第1号に定める額の通勤手当を支給される場合（次号に該当する場合を除く。）において、1月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間
- (2) 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第2項第1号及び第2号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

第13条 [略]

（返納の事由及び額等）

第14条 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第4項の教育委員会規則で定める事由は、通勤手当（1月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される教職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

- (1) [略]
- (2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合

(3) 月の中途において法第28条第2項若しくはさいたま市教員の休職の事由等に関する条例（平成29年さいたま市条例第20号）第3条第1項の規定により休職にされ、法第29条第1項の規定により停職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例（平成13年さいたま市条例第303号）第2条第1項若しくは外国の地方公共団体の機関等に派遣されるさいたま市職員の処遇等に関する条例（平成13年さいたま市条例第304号）第2条第1項の規定により派遣され、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項の規定により大学院修学休業をし、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、さいたま市職員の配偶者同行休業に関する条例第2条の規定により配偶者同行休業をし、又はさいたま市職員の自己啓発等休業に関する条例（令和3年さいたま市条例第33号）第2条の規定により自己啓発等休業をした場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第21条第2項において「派遣等となった場合」という。）

(4) [略]

2 条例第16条において読み替えて準用する職員給与と条例第15条第8項の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等（同号の改定後に1月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹

(3) 月の中途において地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項若しくはさいたま市教員の休職の事由等に関する条例（平成29年さいたま市条例第20号）第3条第1項の規定により休職にされ、法第29条第1項の規定により停職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例（平成13年さいたま市条例第303号）第2条第1項若しくは外国の地方公共団体の機関等に派遣されるさいたま市職員の処遇等に関する条例（平成13年さいたま市条例第304号）第2条第1項の規定により派遣され、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項の規定により大学院修学休業をし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をし、さいたま市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年さいたま市条例第4号）第2条の規定により配偶者同行休業をし、又はさいたま市職員の自己啓発等休業に関する条例（令和3年さいたま市条例第33号）第2条の規定により自己啓発等休業をした場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第16条第2項において「派遣等となった場合」という。）

(4) [略]

2 交通機関等に係る通勤手当に係る条例第16条において読み替えて準用する職員給与と条例第15条第4項の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1月当たりの運賃等相当額等（第10条第1号に掲げる教職員にあっては、1月当たりの運賃等相当額及び条例第16条において読み替えて準用する職員給与と条例第15条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が5万5,000円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る交通機関等（同号の改定後に1月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の

線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

イ [略]

- (2) 1月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 15万円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等及び新幹線鉄道等についての払戻金相当額の合計額並びに委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

イ 前号イに掲げる場合 委員会の定める額

- 3 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第8項の規定により教職員に前項に定める額を返納させる場合においては、事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。

（支給単位期間）

第20条 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第9項に規定する教育委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間

ア イに掲げる場合以外の場合 普通交通機関等又は新幹線鉄道等における定期券の通用期間のうちそれぞれ最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等の利用に係る特別

払戻しを、委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

イ [略]

- (2) 1月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 5万5,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

イ 第12条第2項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合（ウに掲げる場合を除く。） 5万5,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての交通機関等についての払戻金相当額及び委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

ウ 前号イに掲げる場合 委員会の定める額

- 3 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第4項の規定により教職員に前項に定める額を返納させる場合においては、事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。

（支給単位期間）

第15条 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第5項に規定する教育委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間

ア イに掲げる場合以外の場合 交通機関等における定期券の通用期間のうちそれぞれ最も長いものに相当する期間

料金等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

イ [略]

- (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等若しくは新幹線鉄道等又は第8条第1項第3号の委員会の定める普通交通機関等 1月

- 2 前項第1号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、法第28条の6第1項の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他委員会の定める事由が生じることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生じることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

第21条 支給単位期間は、第18条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2・3 [略]

第22条 [略]

(事後の確認)

第23条 委員会は、現に通勤手当の支給を受けている教職員について、その者が条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第1項の教職員たる要件を具備すること及び通勤手当の額が適正であることを当該教職員に定期券等の提示若しくは第15条に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金の額を証明する書類の提出を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時確認するものとする。

第24条 [略]

イ [略]

- (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等又は第8条第1項第3号の委員会の定める交通機関等 1月

- 2 前項第1号に掲げる交通機関等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、法第28条の6第1項の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他委員会の定める事由が生じることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生じることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

第16条 支給単位期間は、第13条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2・3 [略]

第17条 [略]

(事後の確認)

第18条 委員会は、現に通勤手当の支給を受けている教職員について、その者が条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第1項の教職員たる要件を具備すること及び通勤手当の額が適正であることを当該教職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時確認するものとする。

第19条 [略]

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(施行日前から引き続き支給されている通勤手当に関する経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き教職員（さいたま市教職員の給与に関する条例（平成29年さいたま市条例第21号。以下「条例」という。）第16条において読み替えて準用するさいたま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和8年さいたま市条例第5号）第1条の規定による改正前のさいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号。以下この項において「改正前の職員給与条例」という。）第15条第2項第1号に規定する1月当たりの運賃等相当額（この規則による改正前のさいたま市教職員の通勤手当に関する規則（以下この項において「改正前の規則」という。）第10条第3号に掲げる教職員に係るものを除き、2以上の交通機関等（条例第16条において読み替えて準用する改正前の職員給与条例第15条第1項第1号に規定する交通機関等をいう。以下この項において同じ。）を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下この項及び次項において「改正前の1月当たりの運賃等相当額」という。）及び同条第2項第2号に規定する額（改正前の規則第10条第2号に掲げる教職員に係るものを除く。以下この項及び次項において「改正前の自動車等の利用に係る額」という。）をその支給単位期間（条例第16条において読み替えて準用する改正前の職員給与条例第15条第5項に規定する支給単位期間をいう。次項において同じ。）の月数で除して得た額の合計額が15万円を超えている教職員を除く。）に支給されている通勤手当のうち交通機関等及び同条第1項第2号に規定する自動車等に係る通勤手当（改正前の1月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額が5万5,000円を超える場合のものであつて、施行日の前日及び施行日を含む支給単位期間等（改正前の規則第12条第1項に規定する支給単位期間等をいう。）に係るものに限る。）については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた通勤手当を支給されている教職員には、当該通勤手当が支給されている間、改正前の1月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額から5万5,000円を減じて得た

額を、支給単位期間を1月とする通勤手当として支給する。

（駐車場等を利用している教職員に関する経過措置）

- 4 施行日前から駐車場等（条例第16条において読み替えて準用するさいたま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和8年さいたま市条例第5号）第1条による改正後のさいたま市職員の給与に関する条例第15条第5項に規定する「駐車場等」をいう。）を利用している教職員であって、引き続き当該駐車場等を利用することにより施行日において同項の教職員たる要件を具備するに至った者は、この規則による改正後のさいたま市教職員の通勤手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第3条の規定の例により、その実情を届け出なければならない。

（暫定再任用等に関する経過措置）

- 5 暫定再任用教職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された教職員をいう。次項において同じ。）は、定年前再任用短時間勤務教職員（改正後の規則第12条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務教職員をいう。以下同じ。）とみなして、改正後の規則第12条第1項の規定を適用する。
- 6 暫定再任用短時間勤務教職員（暫定再任用教職員で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。）は、定年前再任用短時間勤務教職員とみなして、改正後の規則第15条第3項の規定を適用する。

さいたま市教職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について

1 提案理由

さいたま市教職員の給与に関する条例で準用する職員の給与に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

条例の改正に伴い、自動車等の交通用具使用者に係る通勤手当の区分を定めるとともに、新幹線鉄道等に係る通勤手当及び駐車場等の利用に対する通勤手当について、規定の整備を行うもの。

(施行期日) 令和8年4月1日

さいたま市教職員の通勤手当に関する規則の 一部を改正する規則の制定について

1. 概要

さいたま市教職員の給与に関する条例で準用するさいたま市職員の給与に関する条例（以下、「職員給与条例」）の改正に伴い、さいたま市教職員の通勤手当に関する規則の一部を改正するもの。

2. 改正内容

職員給与条例の改正に伴い、規則に委任された規定について整備するもの。

ア 自動車等の交通用具使用者に係る通勤手当の区分を定めるもの。

イ 新幹線鉄道等に係る通勤手当について、規定を整備するもの。

ウ 駐車場等の利用に対する通勤手当について、規定を整備するもの。

3. 施行期日

令和8年4月1日

報告第 1 2 号

臨時代理の報告について

臨時代理した下記のことについて、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 1 3 年さいたま市教育委員会規則第 7 号）第 5 条第 2 号の規定により、別紙のとおりこれを報告する。

令和 8 年 4 月 2 3 日提出

さいたま市教育委員会
教育長 竹居 秀子

記

さいたま市教職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について

臨 時 代 理 書

下記の件は、緊急に処理する必要があると認められ、かつ、教育委員会の会議を招集するいとまがないので、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第7号）第4条の規定により、別紙のとおり決裁することを臨時代理する。

令和8年3月26日

さいたま市教育委員会

教育長 竹居 秀子

記

さいたま市教職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について

別紙

さいたま市教職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教職員の単身赴任手当に関する規則（平成２９年さいたま市教育委員会規則第２２号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（やむを得ない事情） 第２条 条例第１７条において読み替えて準用する職員給与条例第１６条第１項の教育委員会規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げるものとする。 (1) <u>配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u>が疾病等により介護を必要とする状態にある教職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。 (2)～(5) 〔略〕	（やむを得ない事情） 第２条 条例第１７条において読み替えて準用する職員給与条例第１６条第１項及び第３項の教育委員会規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げるものとする。 (1) <u>配偶者</u>が疾病等により介護を必要とする状態にある教職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。 (2)～(5) 〔略〕
（権衡教職員の範囲等） 第５条 条例第１７条において読み替えて準用する職員給与条例第１６条第３項の教育委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。 (1) <u>条例の適用を受けない市費支弁の常勤の職員又は国若しくは他の地方公共団体の職員であった者から引き続き給料表の適用を受ける教職員となった者（人事交流等により給料表の適用を受ける教職員となった者に限る。）</u> (2) <u>国家公務員退職手当法施行令（昭和２８年政令第２１５号）第９条の２各号に掲げる法人に使用される者から引き続き給料表の適用を受ける教職員となった者（人事交流等により給料表の適用を受ける教職員となった者に限る。）</u> (3) <u>前２号に規定する者と権衡上必要があると認められるものとして委員会の定める者</u> ２ 条例第１７条において読み替えて準用する職員給与条例第１６条第３項の教育委員会規則で定めるやむを得ない事情は、第２条各号に掲げる事情	（権衡教職員の範囲等） 第５条 条例第１７条において読み替えて準用する職員給与条例第１６条第３項の教育委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。 (1) <u>国家公務員退職手当法施行令（昭和２８年政令第２１５号）第９条の２各号に掲げる法人に使用される者</u> (2) <u>前号に規定する者と権衡上必要があると認められるものとして委員会の定める者</u> ２ 条例第１７条において読み替えて準用する職員給与条例第１６条第３項の<u>任用の事情等を考慮して教育委員会規則で定める教職員は、人事交流等</u>

とする。 3 条例第17条において読み替えて準用する職員給与条例第16条第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定める教職員は、次に掲げる教職員とする。 (1)～(6) [略] (7) 第1号から第5号までの規定中「公署を異にする異動に伴い」とあるのを「<u>新たに給料表の適用を受ける教職員（第1項各号に掲げる者に限る。）</u>となったこと又は事由発生に伴い」と、「異動」とあるのを「適用又は事由発生」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる教職員たる要件に該当することとなる教職員 (8) [略]	<u>により給料表の適用を受ける教職員となった者とする。</u> 3 条例第17条において読み替えて準用する職員給与条例第16条第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定める教職員は、次に掲げる教職員とする。 (1)～(6) [略] (7) 第1号から第5号までの規定中「公署を異にする異動に伴い」とあるのを「<u>条例の適用を受けない市費支弁の常勤の職員、国若しくは他の地方公共団体の職員若しくは第1項各号に掲げる者から引き続き給料表の適用を受ける教職員（人事交流等により給料表の適用を受ける教職員となった者に限る。）</u>となったこと又は事由発生に伴い」と、「異動」とあるのを「適用又は事由発生」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる教職員たる要件に該当することとなる教職員 (8) [略]
---	---

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

さいたま市教職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について

1 提案理由

さいたま市教職員の給与に関する条例で準用する職員の給与に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

条例の改正に伴い、単身赴任手当を支給される教職員と権衡上認められる教職員の範囲等について、規定の整備を行うもの。

(施行期日) 令和8年4月1日

さいたま市教職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について

1. 概要

さいたま市教職員の給与に関する条例で準用するさいたま市職員の給与に関する条例の改正に伴い、さいたま市教職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正するもの。

2. 改正内容

単身赴任手当を支給される教職員と権衡上認められる教職員の範囲等、規則に委任された規定を整備するもの。

3. 施行期日

令和8年4月1日

報告第 13 号

臨時代理の報告について

臨時代理した下記のことについて、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 13 年さいたま市教育委員会規則第 7 号）第 5 条第 2 号の規定により、別紙のとおりこれを報告する。

令和 8 年 4 月 23 日提出

さいたま市教育委員会

教育長 竹居 秀子

記

さいたま市教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について

臨 時 代 理 書

下記の件は、緊急に処理する必要があると認められ、かつ、教育委員会の会議を招集するいとまがないので、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第7号）第4条の規定により、別紙のとおり決裁することを臨時代理する。

令和8年3月26日

さいたま市教育委員会
教育長 竹居 秀子

記

さいたま市教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について

別紙

さいたま市教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成２９年さいたま市教育委員会規則第２６号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（管理職員特別勤務手当の額等） 第２条　〔略〕 ２　条例第２４条において読み替えて準用する職員給与条例第２５条第３項の教育委員会規則で定める勤務は、<u>同条第１項の勤務に従事した時間が６時間を超える場合の勤務とする。</u> 第３条　〔略〕 ２　次に掲げる場合には、条例第２４条において読み替えて準用する職員給与条例第２５条第２項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。 <u>この場合において、教育職員がした同項の勤務は、同条第１項の勤務とみなす。</u> (1) <u>条例第２４条において読み替えて準用する職員給与条例第２５条第１項の勤務をした後、引き続いて同条第２項の勤務をした場合</u> (2) <u>条例第２４条において読み替えて準用する職員給与条例第２５条第２項の勤務をした後、引き続いて同条第１項の勤務をした場合</u>	（管理職員特別勤務手当の額等） 第２条　〔略〕 ２　条例第２４条において読み替えて準用する職員給与条例第２５条第３項第１号の教育委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が６時間を超える場合の勤務とする。 第３条　〔略〕 ２　<u>条例第２４条において読み替えて準用する職員給与条例第２５条第１項の勤務をした後、引き続いて同条第２項の勤務をした指定管理教育職員（条例第１２条において読み替えて準用する職員給与条例第８条第１項に規定する指定管理教育職員をいう。）には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。</u>

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

さいたま市教職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の制定
について

1 提案理由

さいたま市教職員の給与に関する条例で準用する職員の給与に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

条例の改正に伴い、支給対象の時間に変更になったため、規定の整備を行うもの。

(施行期日) 令和8年4月1日

さいたま市教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について

1. 概要

さいたま市教職員の給与に関する条例で準用するさいたま市職員の給与に関する条例の改正に伴い、さいたま市教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正するもの。

2. 改正内容

平日深夜から引き続いて週休日まで勤務した場合に、週休日に係る手当のみ支給するように規定を整備するもの。

3. 施行期日

令和8年4月1日

報告第 1 4 号

臨時代理の報告について

臨時代理した下記のことについて、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 1 3 年さいたま市教育委員会規則第 7 号）第 5 条第 2 号の規定により、別紙のとおりこれを報告する。

令和 8 年 4 月 2 3 日提出

さいたま市教育委員会
教育長 竹居 秀子

記

さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について

臨 時 代 理 書

下記の件は、緊急に処理する必要があると認められ、かつ、教育委員会の会議を招集するいとまがないので、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第7号）第4条の規定により、別紙のとおり決裁することを臨時代理する。

令和8年3月26日

さいたま市教育委員会
教育長 竹居 秀子

記

さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について

別紙

さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成２９年さいたま市教育委員会規則第２７号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（期末手当に係る在職期間） 第８条　〔略〕 ２　前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。 （１）～（３）　〔略〕 （４）<u>休職にされていた期間（さいたま市教員の休職の事由等に関する条例第３条第１項の規定による休職の期間（第２２条第２項第３号において、「研究休職等期間」という。）のうち委員会の定める期間を除く。）</u>については、その２分の１の期間 （５）・（６）　〔略〕 ３　〔略〕 （勤勉手当に係る勤務期間） 第２２条　〔略〕 ２　前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。 （１）・（２）　〔略〕 （３）<u>休職にされていた期間（公務傷病等による休職者であった期間及び研究休職等期間のうち委員会の定める期間を除く。）</u> （４）～（１１）　〔略〕 ３　〔略〕	（期末手当に係る在職期間） 第８条　〔略〕 ２　前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。 （１）～（３）　〔略〕 （４）休職にされていた期間については、その２分の１の期間 （５）・（６）　〔略〕 ３　〔略〕 （勤勉手当に係る勤務期間） 第２２条　〔略〕 ２　前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。 （１）・（２）　〔略〕 （３）休職にされていた期間（公務傷病等による休職者であった期間を除く。） （４）～（１１）　〔略〕 ３　〔略〕

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について

1 提案理由

国における制度改正に準じ、所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

教育職員が学術に関する事項の調査等に従事することにより休職となった期間について、期末手当の在職期間及び勤勉手当の勤務期間に算入するように規定の整備を行うもの。

(施行期日) 令和8年4月1日

さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について

1. 概要

国における制度改革に準じ、さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則を改正するもの。

2. 改正内容

教育職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事することにより休職となった期間について、期末・勤勉手当を算出するための在職期間等に含めるよう規定を整備するもの。

3. 施行期日

令和8年4月1日

議案第 30 号

さいたま市授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

さいたま市授業料徴収条例施行規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

令和 8 年 4 月 23 日提出

さいたま市教育委員会
教育長 竹居 秀子

別紙

さいたま市授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市授業料等徴収条例施行規則（平成１３年さいたま市教育委員会規則第１６号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあたっては「改正部分」と、改正後の欄にあたっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（徴収の方法） 第２条　〔略〕 ２　前項の規定にかかわらず、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成２２年法律第１８号)第５条第１項に規定する受給権者として同法第６条第２項に規定する期間(同法第８条第１項の規定により高等学校等就学支援金の支給が停止された期間を除く。)に高等学校等就学支援金の支給を受ける者に対する授業料の徴収は、市が高等学校等就学支援金を当該者に代わって受領することをもって充てる。 （授業料等の還付） 第２条の２　条例第<u>５</u>条ただし書に規定する既納の授業料等の全部又は一部の還付は、次の各号のいずれかに該当するときに行うものとする。 (1)　〔略〕 <u>(2)</u>　前号に掲げるもののほか、教育長が特に必要があると認めるとき。	（徴収の方法） 第２条　〔略〕 ２　前項の規定にかかわらず、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成２２年法律第１８号)第５条第１項に規定する受給権者として同法第６条第２項に規定する期間(同法第８条第１項の規定により高等学校等就学支援金の支給が停止された期間<u>及び同法第９条の規定により高等学校等就学支援金の支払を差し止められた期間</u>を除く。)に高等学校等就学支援金の支給を受ける者に対する授業料の徴収は、市が高等学校等就学支援金を当該者に代わって受領することをもって充てる。 （授業料等の還付） 第２条の２　条例第<u>６</u>条ただし書に規定する既納の授業料等の全部又は一部の還付は、次の各号<u>(進級料、入学科及び入学選考手数料にあつては第１号又は第３号)</u>のいずれかに該当するときに行うものとする。 (1)　〔略〕 <u>(2)</u>　高等学校等就学支援金の支給に関する法律第<u>１７</u>条の規定による届出をしなかったことにつき<u>正当な理由が認められた場合で、高等学校等就学支援金の支給を遡って受けることができることとなった月の分の授業料のうち既納のものがあるとき。</u> <u>(3)</u>　前<u>２</u>号に掲げるもののほか、教育長が特に必要があると認めるとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市授業料等徴収条例施行規則の規定にかかわらず、令和7年度分以前の授業料等の還付については、なお従前の例による。

提案理由書

高等学校等就学支援金の支給に関する法律が改正されたため、さいたま市授業料等徴収条例施行規則の所要の改正を行うものです。

なお、施行期日は、公布の日です。

議案第 33 号

市指定文化財の種別変更について

さいたま市文化財保護条例（平成 13 年さいたま市条例第 137 号）
第 39 条第 1 項の規定により指定した下記の左欄に掲げるさいたま市指定記念物について、その指定種別を同表右欄のとおり改める。

なお、変更年月日は通知の日とする。

令和 8 年 4 月 23 日提出

さいたま市教育委員会

教育長 竹居 秀子

記

左 欄		右 欄	
種 別	名 称	種 別	名 称
史 跡	郷学戩穀堂の碑	有形文化財 (歴史資料)	郷学戩穀堂の碑

提案理由書

さいたま市文化財保護条例（平成１３年さいたま市条例第１３７号）第３９条第１項の規定により指定したさいたま市指定記念物のうち１件について、指定後の現状等を踏まえ、指定種別を変更するものです。

なお、さいたま市文化財保護審議会からも「種別を変更することが適当」との答申を得ています。

【参考資料】

市指定文化財の種別変更について

史跡 郷学戩穀堂の碑〔第31号（岩）〕

歴史資料担当

さいたま市文化財保護審議会委員 老川 慶喜

さいたま市文化財保護審議会委員 清水 亮

さいたま市文化財保護審議会委員 橋本 直子

史跡担当

さいたま市文化財保護審議会委員 笹森 紀己子

さいたま市文化財保護審議会委員 山本 孝文

1 名 称

郷学戩穀堂の碑（変更なし）

2 指定年月日

平成8年3月8日

3 所 在 地

さいたま市岩槻区本町6丁目

4 所 有 者

個人

5 新 種 別

有形文化財（歴史資料）

6 概 要

郷学戩穀堂の碑は、岩槻の久保宿町（現岩槻区本町）の藩医篠崎振鐸の意思を継いだ子の適鐸とその孫の学司が、岩槻藩の許可と藩儒児玉南柯の援助を得て、文化8（1811）年に篠崎家宅内に創設した郷学校（藩校と寺子屋の中間に位置する教育機関）である郷学戩穀堂の開設を記念し建立された。記念碑として、郷学校が存在したことを示す役割に本質的価値を認められ、指定に至っている。

7 変 更 理 由

文化財保護法では、「貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの」（第2条第1項第4号）としての「記念物のうち重要なものを史跡」（第109条第1項第1号）として類型化しており、一般的にエリアを伴って指定される。しかし、郷学戩穀堂の碑については、指定時には郷学校の敷地を保護するための史跡としてのエリア指定はされず、埼玉県旧跡制度と同様エリア指定を伴わない指定がされたと推測される。

所在地での保存管理、活用、相続での維持、継承が難しく、当該文化財である石碑やその説明板について、脇の細い路地から遠巻きに見ることしかできず、所有者からは、石碑解体のうえ、史跡を含む土地を更地にして売却する意向を受けた。そのような現状の中、郷学校の存在を示す貴重な石碑としての価値、指定の位置付けに立ち返り、岩槻地域内で立ち入ることができ人の目に触れることのできる資料館などへの移設により、文化財の保存・継承・活用に向けた方策について検討するべきと判断し、指定種別を有形文化財（歴史資料）とする。

※有形文化財とは

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料。（文化財保護法第2条第1項）



現状（細い路地から見た石碑、説明板）



石碑

36 篠崎健次氏宅（3）
1 記念碑
（寸法）本塔 101 × 40 × 14
台石 28 × 61 × 61
（形態）片岩
〔本塔〕
先考特信奉法華手不積卷遂聚礫書寫完成一部而又慮展転失
次別正享椿者九部共藏諸石函蓋上為祖先祈冥福下欲子孫有
余慶其孝其慈可勝言乎且居恒以明天理去人欲為言丁寧告戒
教諭人子弟傍及因果報應之說聞者雖或厭其煩而服其老婆深
切云不肖惠振追思其庭訓去歲辛未新構一小屋於宅隅号曰藏
穀堂以為所教諭村童勉使男誠振宰之非敢欲比古之庠序也唯
庶幾無亡先考之遺訓也因以其石函埋於堂之側立碑於其上記
記其顛末如斯 文化九年歲次壬申七月 篠崎惠振謹識 平
松義礼謹書

石碑記銘文

※ 岩槻市史金石資料編より（写）

その他

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議の回答について
市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく、市長との協議について別紙のとおり報告する。

令和8年4月23日提出

さいたま市教育委員会
教育長 竹居 秀子

(写)

総総総第3482号
令和8年3月26日

さいたま市教育委員会 御中

さいたま市長 清水 勇人
(公印省略)

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7
の規定に基づく協議の一部を改正する協議について（回答）

令和8年3月19日付け教管教総第3841号で協議のありました標記の件
について同意します。

問合せ先

担当 総務局総務部総務課 小澤

電話 829-1083

内線 2313

E-mail somu@city.saitama.lg.jp

(写)

教管教総第 3 8 4 1 号
令和 8 年 3 月 1 9 日

さいたま市長 清 水 勇 人 様

さいたま市教育委員会
(公印省略)

市長と教育委員会との地方自治法第 1 8 0 条の 2 及び第 1 8 0 条
の 7 の規定に基づく協議の一部を改正する協議について

市長と教育委員会との地方自治法第 1 8 0 条の 2 及び第 1 8 0 条の 7 の
規定に基づく協議（平成 1 3 年 5 月 1 日合意）の一部を改正することについ
て、別紙のとおり協議します。

担当 教育総務課 秘書・総務係 橋本
(内) 3 9 1 3

(写)

別紙

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議（平成13年5月1日合意）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(教育委員会への委任事務) 1 市長は、次に掲げる事務を教育委員会に委任する。 (1)～(10) [略] (11) <u>さいたま市職員等の旅費に関する条例(平成13年さいたま市条例第45号)の施行に関する事務のうち、さいたま市職員等の旅費に関する条例施行規則(平成13年規則第56号)第30条の規定により教職員(さいたま市教職員定数条例(平成29年さいたま市条例第16号)第2条に規定する教職員をいう。以下同じ。)</u> の旅費の支給に関し必要な事項を定めること。 (12) [略]	(教育委員会への委任事務) 1 市長は、次に掲げる事務を教育委員会に委任する。 (1)～(10) [略] (11) <u>さいたま市職員等の旅費に関する条例(平成13年さいたま市条例第45号)の施行に関する事務のうち、さいたま市職員等の旅費に関する条例施行規則(平成13年規則第56号)第11条の規定により教職員(さいたま市教職員定数条例(平成29年さいたま市条例第16号)第2条に規定する教職員をいう。以下同じ。)</u> の旅費の支給に関し必要な事項を定めること。 (12) [略]

附 則

(施行期日)

この協議は、令和8年4月1日から効力を生じるものとする。

その他

市長と教育委員会との地方公務員法第23条の2の規定に基づく
協議の回答について

地方公務員法第23条の2の規定に基づく、市長との協議について別
紙のとおり報告する。

令和8年4月23日提出

さいたま市教育委員会
教育長 竹居 秀子

(写)

総 人 人 第 3 2 4 6 号

令 和 8 年 3 月 2 6 日

さいたま市教育委員会 様

さいたま市長 清水 勇人

地方公務員法第23条の2の規定に基づく協議について（回答）

令和8年3月19日付け教管教総第3844号で協議のありました標記のことについては、同意します。

総務局人事部人事課制度係

担当 福原

内線：2417

(写)

教管教総第 3 8 4 4 号
令和 8 年 3 月 1 9 日

さいたま市長 清 水 勇 人 様

さいたま市教育委員会
(公印省略)

地方公務員法第 2 3 条の 2 の規定に基づく協議について

地方公務員法第 2 3 条の 2 の規定に基づき、別紙のとおり協議します。

担当 教育総務課 秘書・総務係 橋本
(内) 3 9 1 3

(写)

別紙

さいたま市教育委員会職員の人事評価に関する要綱（平成１９年４月１日施行）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			
別表第 1 （第 7 条関係）			
評価者等 被評価者	第 1 次 評価者	第 2 次 評価者	調整者
[略]			
係長、主幹、課長補佐、副参事、その他上記相当職、総合調整幹、調整幹、専門幹	[略]		
課・室・館・所長、参事、次長、副理事、その他上記相当職	[略]		
部長 ※2	[略]		

別表第 7 （第 1 0 条関係）		
人事評価の種類	評価項目	評価要素
能力評価	基本姿勢	挨拶の励行
	発揮能力	監督・統率、育成・指導、折衝・説明、企画・創意工夫、決断・判断、注意・安全観念、知識・情報収集
	[略]	
[略]		

改正前			
別表第 1 （第 7 条関係）			
評価者等 被評価者	第 1 次 評価者	第 2 次 評価者	調整者
[略]			
係長、主幹、課長補佐、副参事、その他上記相当職、専門幹	[略]		
課・室・館・所長、参事、次長、副理事、その他上記相当職、調整幹	[略]		
部長、総合調整幹 ※2	[略]		

別表第 7 （第 1 0 条関係）		
人事評価の種類	評価項目	評価要素
能力評価	発揮能力	監督・統率、育成・指導、折衝・説明、企画・創意工夫、決断・判断、注意・安全観念、知識・情報収集
	[略]	
	[略]	

(写)

様式第 1 号から様式第 7 号及び様式第 11 号を次のように改める。

(年度)能力評価シートⅠ〔管理職用〕
(号)

※裏面は業績評価Ⅰシートとすること。

		評価期間	
所属		月 日 ~ 月 日	
職務名	職員番号	氏名	

評価項目	評価要素	定義(求められる能力・行動)	自己評価 (評語)	第1次評価 (評語・評点)	第2次評価 (評語・評点)
基本姿勢	挨拶の励行	職場内外でのコミュニケーションの基本である挨拶の励行を通じて、円滑な人間関係や風通しの良い職場づくりを推進しようとする積極的な姿勢・行動	a b c	a b c ③ ② ①	a b c ③ ② ①
	監督・統率	部下の士気を高めつつ、組織をまとめ、自ら率先して進むべき方向に導く能力	a b c	a b c ⑮ ⑨ ③	a b c ⑮ ⑨ ③
発揮能力	育成・指導	部下・後輩等の能力や適性等に応じて、適切な指導・サポートを行い、資質を向上させる能力	a b c	a b c ⑮ ⑨ ③	a b c ⑮ ⑨ ③
	折衝・説明	組織や自分の考え・意図を相手に的確に説明し理解させるとともに、その過程で意見の調整を行い、最適な結論を導き出し合意を得る能力	a b c	a b c ⑩ ⑥ ②	a b c ⑩ ⑥ ②
	企画・創意工夫	市民ニーズや業務処理上の問題点を把握し、その解決に最適な方策の立案と実現のための段取りを組み立て、その効果を検証する能力	a b c	a b c ⑩ ⑥ ②	a b c ⑩ ⑥ ②
	決断・判断	市民や組織全体への影響など、様々な状況を総合的・多角的に把握、理解し、先見性をもつて的確に決断・判断する能力	a b c	a b c ⑩ ⑥ ②	a b c ⑩ ⑥ ②
	知識・情報収集	新しい知識・技術の習得や情報の収集を常に行い、整理、分析し職務に活用する能力	a b c	a b c ⑩ ⑥ ②	a b c ⑩ ⑥ ②
意欲・態度	責任感	全体の奉仕者として、職責を自覚し、責任をもって最後までやり遂げ、結果を出そうとする態度・行動	a b c	a b c ⑩ ⑥ ②	a b c ⑩ ⑥ ②
	積極性	通常業務だけではなく、困難課題や新事業に自主的かつ前向きに取り組み、市民満足度を高めようとする意欲的な態度・行動	a b c	a b c ⑩ ⑥ ②	a b c ⑩ ⑥ ②
	協調性	目標達成・課題解決のために協力する姿勢、またチームワークに貢献し、良好な人間関係を構築しようとする態度・行動	a b c	a b c ⑦ ④ ①	a b c ⑦ ④ ①
自己評価の理由			評点合計	/100	/100
第1次評価者 コメント(評価理由)			第2次評価者 コメント(評価理由)		
			調整者 コメント(評価理由)		

※評価者・調整者の記名・押印は裏面の業績評価シートへ。

＜能力評価基準＞「基本姿勢」

評語	評語の意味
a	求められる姿勢・行動がとられており、他の職員の模範である。
b	求められる姿勢・行動が基本的にとられており、特に問題はない。
c	求められる姿勢・行動がとられていないことが多かった、又は全くとられておらず、改善が必要である。

＜能力評価基準＞「発揮能力」「意欲・態度」

評語	評語の意味
a	優秀 当該職位に求められる能力、意欲・態度が期待を上回っており、職員の模範である。
b	普通 当該職位に求められる能力、意欲・態度がほぼ期待どおりであり、特に問題はない。
c	不足 当該職位に求められる能力、意欲・態度が期待を下回っており、努力が必要である。

※「期待」とは、「職位に求められる期待役割」を踏まえた上での着眼点に掲げる行動水準を指す。

(人事評価 総合評価結果)

能力評価		業績評価		能力評価×0.5 + 業績評価×0.5	総合評価(絶対評価)	
評点 合計		評点 合計			評点 合計	評語
※小数点以下第1位を四捨五入						
評価基準 (評点の範囲)	S 85点以上	A 70点以上85点未満	B 55点以上70点未満	C 35点以上55点未満	D 35点未満	

(年度) 能力評価シートⅠ〔役職定年職員用〕
(号)

※裏面は業績評価Ⅰシートとすること。

所属		評価期間	
		月 日 ~ 月 日	
職務名	職員番号	氏名	

評価項目	評価要素	定義(求められる能力・行動)	自己評価 (評語)	第1次評価 (評語・評点)	第2次評価 (評語・評点)
基本姿勢	挨拶の励行	職場内外でのコミュニケーションの基本である挨拶の励行を通じて、円滑な人間関係や風通しの良い職場づくりを推進しようとする積極的な姿勢・行動	a b c	a b c ③ ② ①	a b c ③ ② ①
	監督・統率	部下の士気を高めつつ、組織をまとめ、自ら率先して進むべき方向に導く能力	a b c	a b c ⑮ ⑨ ③	a b c ⑮ ⑨ ③
発揮能力	育成・指導	部下・後輩等の能力や適性等に応じて、適切な指導・サポートを行い、資質を向上させる能力	a b c	a b c ⑮ ⑨ ③	a b c ⑮ ⑨ ③
	折衝・説明	組織や自分の考え・意図を相手に的確に説明し理解させるとともに、その過程で意見の調整を行い、最適な結論を導き出し合意を得る能力	a b c	a b c ⑩ ⑥ ②	a b c ⑩ ⑥ ②
	企画・創意工夫	市民ニーズや業務処理上の問題点を把握し、その解決に最適な方策の立案と実現のための段取りを組み立て、その効果を検証する能力	a b c	a b c ⑩ ⑥ ②	a b c ⑩ ⑥ ②
	決断・判断	市民や組織全体への影響など、様々な状況を総合的・多角的に把握、理解し、先見性をもつて的確に決断・判断する能力	a b c	a b c ⑩ ⑥ ②	a b c ⑩ ⑥ ②
	知識・情報収集	新しい知識・技術の習得や情報の収集を常に行い、整理、分析し職務に活用する能力	a b c	a b c ⑩ ⑥ ②	a b c ⑩ ⑥ ②
意欲・態度	責任感	全体の奉仕者として、職責を自覚し、責任をもって最後までやり遂げ、結果を出そうとする態度・行動	a b c	a b c ⑩ ⑥ ②	a b c ⑩ ⑥ ②
	積極性	通常業務だけではなく、困難課題や新事業に自主的かつ前向きに取り組み、市民満足度を高めようとする意欲的な態度・行動	a b c	a b c ⑩ ⑥ ②	a b c ⑩ ⑥ ②
	協調性	目標達成・課題解決のために協力する姿勢、またチームワークに貢献し、良好な人間関係を構築しようとする態度・行動	a b c	a b c ⑦ ④ ①	a b c ⑦ ④ ①
自己評価の理由			評点合計	/100	/100
			第2次評価者 コメント(評価理由)		
第1次評価者 コメント(評価理由)			調整者 コメント(評価理由)		

※評価者・調整者の記名・押印は裏面の業績評価シートへ。

<能力評価基準>「基本姿勢」

評語	評語の意味
a	求められる姿勢・行動がとられており、他の職員の模範である。
b	求められる姿勢・行動が基本的にとられており、特に問題はない。
c	求められる姿勢・行動がとられていないことが多かった、又は全くとられておらず、改善が必要である。

<能力評価基準>「発揮能力」「意欲・態度」

評語	評語の意味
a	優秀 当該職位に求められる能力、意欲・態度が期待を上回っており、職員の模範である。
b	普通 当該職位に求められる能力、意欲・態度がほぼ期待どおりであり、特に問題はない。
c	不足 当該職位に求められる能力、意欲・態度が期待を下回っており、努力が必要である。

※「期待」とは、「職位に求められる期待役割」を踏まえた上での着眼点に掲げる行動水準を指す。

(人事評価 総合評価結果)

能力評価		業績評価		能力評価×0.5 + 業績評価×0.5	総合評価(絶対評価)	
評点 合計		評点 合計			評点 合計	評語
※小数点以下第1位を四捨五入						
評語基準 (評点の範囲)	S	A	B	C	D	
	85点以上	70点以上85点未満	55点以上70点未満	35点以上55点未満	35点未満	

(年度)能力評価シートⅡ〔行政職用〕
(号)

※裏面は業績評価Ⅰシートとすること。

		評価期間	
所属		月 日 ~ 月 日	
職務名	職員番号	氏名	

評価項目	評価要素	定義(求められる能力・行動)	自己評価 (評語)	第1次評価 (評語・評点)	第2次評価 (評語・評点)
基本姿勢	挨拶の励行	職場内外でのコミュニケーションの基本である挨拶の励行を通じて、円滑な人間関係や風通しの良い職場づくりを推進しようとする積極的な姿勢・行動	a b c	a b c ③ ② ①	a b c ③ ② ①
	監督・統率	部下の士気を高めつつ、組織をまとめ、自ら率先して進むべき方向に導く能力	a b c	a b c ⑩ ⑥ ②	a b c ⑩ ⑥ ②
発揮能力	育成・指導	部下・後輩等の能力や適性等に応じて、適切な指導・サポートを行い、資質を向上させる能力	a b c	a b c ⑩ ⑥ ②	a b c ⑩ ⑥ ②
	折衝・説明	組織や自分の考え・意図を相手に的確に説明し理解させるとともに、その過程で意見の調整を行い、最適な結論を導き出し合意を得る能力	a b c	a b c ⑩ ⑥ ②	a b c ⑩ ⑥ ②
	企画・創意工夫	市民ニーズや業務処理上の問題点を把握し、その解決に最適な方策の立案と実現のための段取りを組み立て、その効果を検証する能力	a b c	a b c ⑩ ⑥ ②	a b c ⑩ ⑥ ②
	決断・判断	市民や組織全体への影響など、様々な状況を総合的・多角的に把握、理解し、先見性をもつて的確に決断・判断する能力	a b c	a b c ⑩ ⑥ ②	a b c ⑩ ⑥ ②
	知識・情報収集	新しい知識・技術の習得や情報の収集を常に行い、整理、分析し職務に活用する能力	a b c	a b c ⑩ ⑥ ②	a b c ⑩ ⑥ ②
意欲・態度	責任感	全体の奉仕者として、職責を自覚し、責任をもって最後までやり遂げ、結果を出そうとする態度・行動	a b c	a b c ⑮ ⑨ ③	a b c ⑮ ⑨ ③
	積極性	通常業務だけではなく、困難課題や新事業に自主的かつ前向きに取り組み、市民満足度を高めようとする意欲的な態度・行動	a b c	a b c ⑮ ⑨ ③	a b c ⑮ ⑨ ③
	協調性	目標達成・課題解決のために協力する姿勢、またチームワークに貢献し、良好な人間関係を構築しようとする態度・行動	a b c	a b c ⑦ ④ ①	a b c ⑦ ④ ①
自己評価の理由			評点合計	/100	/100
			第2次評価者 コメント(評価理由)		
第1次評価者 コメント(評価理由)			調整者 コメント(評価理由)		

※評価者・調整者の記名・押印は裏面の業績評価シートへ。

＜能力評価基準＞「基本姿勢」

評語	評語の意味
a	求められる姿勢・行動がとられており、他の職員の模範である。
b	求められる姿勢・行動が基本的にとられており、特に問題はない。
c	求められる姿勢・行動がとられていないことが多かった、又は全くとられておらず、改善が必要である。

＜能力評価基準＞「発揮能力」「意欲・態度」

評語	評語の意味
a	優秀 当該職位に求められる能力、意欲・態度が期待を上回っており、職員の模範である。
b	普通 当該職位に求められる能力、意欲・態度がほぼ期待どおりであり、特に問題はない。
c	不足 当該職位に求められる能力、意欲・態度が期待を下回っており、努力が必要である。

※「期待」とは、「職位に求められる期待役割」を踏まえた上での着眼点に掲げる行動水準を指す。

(人事評価 総合評価結果)

能力評価		業績評価		能力評価×0.7 + 業績評価×0.3	総合評価(絶対評価)						
評点 合計		評点 合計			評点 合計		評語				
評価基準		S		A		B		C		D	
(評点の範囲)		85点以上		70点以上85点未満		55点以上70点未満		35点以上55点未満		35点未満	

(年度)能力評価シートⅡ(行政職用)

※裏面は業績評価Ⅱシートとすること。

所属		評価期間	
		月 日 ~ 月 日	
職務名	職員番号	氏名	

評価項目	評価要素	定義(求められる能力・行動)	自己評価 (評語)	第1次評価 (評語・評点)	第2次評価 (評語・評点)
基本姿勢	挨拶の励行	職場内外でのコミュニケーションの基本である挨拶の励行を通じて、円滑な人間関係や風通しの良い職場づくりを推進しようとする積極的な姿勢・行動	a b c	a b c ③ ② ①	a b c ③ ② ①
	育成・指導	部下・後輩等の能力や適性等に応じて、適切な指導・サポートを行い、資質を向上させる能力	a b c	a b c ⑩ ⑥ ②	a b c ⑩ ⑥ ②
発揮能力	折衝・説明	組織や自分の考え・意図を相手に的確に説明し理解させるとともに、その過程で意見の調整を行い、最適な結論を導き出し合意を得る能力	a b c	a b c ⑩ ⑥ ②	a b c ⑩ ⑥ ②
	企画・創意工夫	市民ニーズや業務処理上の問題点を把握し、その解決に最適な方策の立案と実現のための段取りを組み立て、その効果を検証する能力	a b c	a b c ⑩ ⑥ ②	a b c ⑩ ⑥ ②
	決断・判断	市民や組織全体への影響など、様々な状況を総合的・多角的に把握、理解し、先見性をもつて的確に決断・判断する能力	a b c	a b c ⑩ ⑥ ②	a b c ⑩ ⑥ ②
	知識・情報収集	新しい知識・技術の習得や情報の収集を常に行い、整理、分析し職務に活用する能力	a b c	a b c ⑮ ⑨ ③	a b c ⑮ ⑨ ③
意欲・態度	責任感	全体の奉仕者として、職責を自覚し、責任をもって最後までやり遂げ、結果を出そうとする態度・行動	a b c	a b c ⑮ ⑨ ③	a b c ⑮ ⑨ ③
	積極性	通常業務だけではなく、困難課題や新事業に自主的かつ前向きに取り組み、市民満足度を高めようとする意欲的な態度・行動	a b c	a b c ⑮ ⑨ ③	a b c ⑮ ⑨ ③
	協調性	目標達成・課題解決のために協力する姿勢、またチームワークに貢献し、良好な人間関係を構築しようとする態度・行動	a b c	a b c ⑫ ⑦ ②	a b c ⑫ ⑦ ②
自己評価の理由			評点合計	/100	/100
第1次評価者 コメント(評価理由)			第2次評価者 コメント(評価理由)		
調整者 コメント(評価理由)					

※評価者・調整者の記名・押印は裏面の業績評価シートへ。

<能力評価基準>「基本姿勢」

評語	評語の意味
a	求められる姿勢・行動がとられており、他の職員の模範である。
b	求められる姿勢・行動が基本的にとられており、特に問題はない。
c	求められる姿勢・行動がとられていないことが多かった、又は全くとられておらず、改善が必要である。

<能力評価基準>「発揮能力」「意欲・態度」

評語	評語の意味
a	優秀 当該職位に求められる能力、意欲・態度が期待を上回っており、職員の模範である。
b	普通 当該職位に求められる能力、意欲・態度がほぼ期待どおりであり、特に問題はない。
c	不足 当該職位に求められる能力、意欲・態度が期待を下回っており、努力が必要である。

※「期待」とは、「職位に求められる期待役割」を踏まえた上での着眼点に掲げる行動水準を指す。

(人事評価 総合評価結果)

能力評価		業績評価		能力評価×0.7 + 業績評価×0.3	総合評価(絶対評価)	
評点 合計		評点 合計			評点 合計	評語
※小数点以下第1位を四捨五入						
評語基準 (評点の範囲)	S	A	B	C	D	
	85点以上	70点以上85点未満	55点以上70点未満	35点以上55点未満	35点未満	

(年度) 能力評価シートⅡ〔保育・医療職用〕

※裏面は適用となる業績評価シートとすること。

所属				評価期間	
				月 日	月 日
職務名		職員番号	氏名		

評価項目	評価要素	定義(求められる能力・行動)	自己評価 (評語)	第1次評価 (評語・評点)	第2次評価 (評語・評点)
基本姿勢	挨拶の励行	職場内外でのコミュニケーションの基本である挨拶の励行を通じて、円滑な人間関係や風通しの良い職場づくりを推進しようとする積極的な姿勢・行動	a b c	a b c ③ ② ①	a b c ③ ② ①
発揮能力	監督・統率	部下の士気を高めつつ、組織をまとめ、自ら率先して進むべき方向に導く能力	a b c	a b c ⑩ ⑥ ②	a b c ⑩ ⑥ ②
	育成・指導	部下・後輩等の能力や適性等に応じて、適切な指導・サポートを行い、資質を向上させる能力	a b c	a b c ⑩ ⑥ ②	a b c ⑩ ⑥ ②
	折衝・説明	組織や自分の考え・意図を相手に的確に説明し理解させるとともに、その過程で意見の調整を行い、最適な結論を導き出し合意を得る能力	a b c	a b c ⑩ ⑥ ②	a b c ⑩ ⑥ ②
	企画・創意工夫	市民ニーズや業務処理上の問題点を把握し、その解決に最適な方策の立案と実現のための段取りを組み立て、その効果を検証する能力	a b c	a b c ⑩ ⑥ ②	a b c ⑩ ⑥ ②
	決断・判断	市民や組織全体への影響など、様々な状況を総合的・多角的に把握、理解し、先見性をもった的確に決断・判断する能力	a b c	a b c ⑩ ⑥ ②	a b c ⑩ ⑥ ②
	注意・安全観念	安全面や衛生面等に注意を払い、事故やミスのないように集中して業務を遂行する能力	a b c	a b c ⑩ ⑥ ②	a b c ⑩ ⑥ ②
	知識・情報収集	新しい知識・技術の習得や情報の収集を常に行い、整理、分析し職務に活用する能力	a b c	a b c ⑩ ⑥ ②	a b c ⑩ ⑥ ②
意欲・態度	責任感	全体の奉仕者として、職責を自覚し、責任をもって最後までやり遂げ、結果を出そうとする態度・行動	a b c	a b c ⑩ ⑥ ②	a b c ⑩ ⑥ ②
	積極性	通常業務だけではなく、困難課題や新事業に自主的かつ前向きに取り組み、市民満足度を高めようとする意欲的な態度・行動	a b c	a b c ⑩ ⑥ ②	a b c ⑩ ⑥ ②
	協調性	目標達成・課題解決のために協力する姿勢、またチームワークに貢献し、良好な人間関係を構築しようとする態度・行動	a b c	a b c ⑦ ④ ①	a b c ⑦ ④ ①
自己評価の理由			評点合計	/100	/100
第1次評価者 コメント(評価理由)			第2次評価者 コメント(評価理由)		
			調整者 コメント(評価理由)		

※評価者・調整者の記名・押印は裏面の業績評価シートへ。

<能力評価基準>「基本姿勢」

評語	評語の意味
a	求められる姿勢・行動がとられており、他の職員の模範である。
b	求められる姿勢・行動が基本的にとられており、特に問題はない。
c	求められる姿勢・行動がとられていないことが多かった、又は全くとられておらず、改善が必要である。

<能力評価基準>「発揮能力」「意欲・態度」

評語	評語の意味
a	優秀 当該職位に求められる能力、意欲・態度が期待を上回っており、職員の模範である。
b	普通 当該職位に求められる能力、意欲・態度がほぼ期待どおりであり、特に問題はない。
c	不足 当該職位に求められる能力、意欲・態度が期待を下回っており、努力が必要である。

※「期待」とは、「職位に求められる期待役割」を踏まえた上での着眼点に掲げる行動水準を指す。

(人事評価 総合評価結果)

能力評価		業績評価		総合評価(絶対評価)	
評点 合計		評点 合計		評点 合計	評語
評語基準		S	A	B	C
(評点の範囲)		85点以上	70点以上85点未満	55点以上70点未満	35点以上55点未満
		D 35点未満			

※小数点以下第1位を四捨五入

(年度) 能力評価シートⅡ(保育・医療職用)

※裏面は適用となる業績評価シートとすること。

所属		評価期間	
		月 日 ~ 月 日	
職務名	職員番号	氏名	

評価項目	評価要素	定義(求められる能力・行動)	自己評価 (評語)	第1次評価 (評語・評点)	第2次評価 (評語・評点)
基本姿勢	挨拶の励行	職場内外でのコミュニケーションの基本である挨拶の励行を通じて、円滑な人間関係や風通しの良い職場づくりを推進しようとする積極的な姿勢・行動	a b c	a b c ③ ② ①	a b c ③ ② ①
	育成・指導	部下・後輩等の能力や適性等に応じて、適切な指導・サポートを行い、資質を向上させる能力	a b c	a b c ⑩ ⑥ ②	a b c ⑩ ⑥ ②
発揮能力	折衝・説明	組織や自分の考え・意図を相手に的確に説明し理解させるとともに、その過程で意見の調整を行い、最適な結論を導き出し合意を得る能力	a b c	a b c ⑩ ⑥ ②	a b c ⑩ ⑥ ②
	企画・創意工夫	市民ニーズや業務処理上の課題点を把握し、その解決に最適な方策の立案と実現のための段取りを組み立て、その効果を検証する能力	a b c	a b c ⑩ ⑥ ②	a b c ⑩ ⑥ ②
	決断・判断	市民や組織全体への影響など、様々な状況を総合的・多角的に把握、理解し、先見性をもつて的確に決断・判断する能力	a b c	a b c ⑩ ⑥ ②	a b c ⑩ ⑥ ②
	注意・安全観念	安全面や衛生面等に注意を払い、事故やミスのないように集中して業務を遂行する能力	a b c	a b c ⑩ ⑥ ②	a b c ⑩ ⑥ ②
	知識・情報収集	新しい知識・技術の習得や情報の収集を常に行い、整理、分析し職務に活用する能力	a b c	a b c ⑩ ⑥ ②	a b c ⑩ ⑥ ②
意欲・態度	責任感	全体の奉仕者として、職責を自覚し、責任をもって最後までやり遂げ、結果を出そうとする態度・行動	a b c	a b c ⑮ ⑨ ③	a b c ⑮ ⑨ ③
	積極性	通常業務だけではなく、困難課題や新事業に自主的かつ前向きに取り組み、市民満足度を高めようとする意欲的な態度・行動	a b c	a b c ⑩ ⑥ ②	a b c ⑩ ⑥ ②
	協調性	目標達成・課題解決のために協力する姿勢、またチームワークに貢献し、良好な人間関係を構築しようとする態度・行動	a b c	a b c ⑫ ⑦ ②	a b c ⑫ ⑦ ②
自己評価の理由			評点合計	/100	/100
			第2次評価者 コメント(評価理由)		
第1次評価者 コメント(評価理由)			調整者 コメント(評価理由)		

※評価者・調整者の記名・押印は裏面の業績評価シートへ。

<能力評価基準>「基本姿勢」

評語	評語の意味
a	求められる姿勢・行動がとられており、他の職員の模範である。
b	求められる姿勢・行動が基本的にとられており、特に問題はない。
c	求められる姿勢・行動がとられていないことが多かった、又は全くとられておらず、改善が必要である。

<能力評価基準>「発揮能力」「意欲・態度」

評語	評語の意味
a	優秀 当該職位に求められる能力、意欲・態度が期待を上回っており、職員の模範である。
b	普通 当該職位に求められる能力、意欲・態度がほぼ期待どおりであり、特に問題はない。
c	不足 当該職位に求められる能力、意欲・態度が期待を下回っており、努力が必要である。

※「期待」とは、「職位に求められる期待役割」を踏まえた上での着眼点に掲げる行動水準を指す。

(人事評価 総合評価結果)

能力評価		業績評価		総合評価(絶対評価)	
評点		評点		能力評価×0.7	評点
合計		合計		+ 業績評価×0.3	評語
				※小数点以下第1位を四捨五入	
評語基準 (評点の範囲)	S	A	B	C	D
	85点以上	70点以上85点未満	55点以上70点未満	35点以上55点未満	35点未満

(年度) 能力評価シート〔技能職用〕

※裏面は業績評価Ⅲシートとすること。

(年度) 能力評価シート〔技能職用〕				評価期間	
所属				月 日 ~ 月 日	
職務名		職員番号		氏名	

評価項目	評価要素	定義(求められる能力・行動)	自己評価 (評語)	第1次評価 (評語・評点)	第2次評価 (評語・評点)
基本姿勢	挨拶の励行	職場内外でのコミュニケーションの基本である挨拶の励行を通じて、円滑な人間関係や風通しの良い職場づくりを推進しようとする積極的な姿勢・行動	a b c	a b c ③ ② ①	a b c ③ ② ①
発揮能力	企画・創意工夫	市民ニーズや業務処理上の問題点を把握し、その解決に最適な方策の立案と実現のための段取りを組み立て、その効果を検証する能力	a b c	a b c ⑩ ⑥ ②	a b c ⑩ ⑥ ②
	決断・判断	市民や組織全体への影響など、様々な状況を総合的・多角的に把握、理解し、先見性をもった的確に決断・判断する能力	a b c	a b c ⑩ ⑥ ②	a b c ⑩ ⑥ ②
	注意・安全観念	安全面や衛生面等に注意を払い、事故やミスのないように集中して業務を遂行する能力	a b c	a b c ⑩ ⑥ ②	a b c ⑩ ⑥ ②
	知識・情報収集	新しい知識・技術の習得や情報の収集を常に行い、整理、分析し職務に活用する能力	a b c	a b c ⑩ ⑥ ②	a b c ⑩ ⑥ ②
意欲・態度	責任感	全体の奉仕者として、職責を自覚し、責任をもって最後までやり遂げ、結果を出そうとする態度・行動	a b c	a b c ⑳ ⑫ ④	a b c ⑳ ⑫ ④
	積極性	通常業務だけではなく、困難課題や新事業に自主的かつ前向きに取り組み、市民満足度を高めようとする意欲的な態度・行動	a b c	a b c ⑳ ⑫ ④	a b c ⑳ ⑫ ④
	協調性	目標達成・課題解決のために協力する姿勢、またチームワークに貢献し、良好な人間関係を構築しようとする態度・行動	a b c	a b c ⑰ ⑩ ③	a b c ⑰ ⑩ ③

自己評価の理由	評点合計 ／100 第2次評価者 コメント（評価理由）
第1次評価者 コメント（評価理由）	調整者 コメント（評価理由）

※評価者・調整者の記名・押印は裏面の業績評価シートへ。

＜能力評価基準＞「基本姿勢」

評語	評語の意味
a	求められる姿勢・行動がとられており、他の職員の模範である。
b	求められる姿勢・行動が基本的にとられており、特に問題はない。
c	求められる姿勢・行動がとられていないことが多かった、又は全くとられておらず、改善が必要である。

＜能力評価基準＞「発揮能力」「意欲・態度」

評語	評語の意味
a	優秀 当該職位に求められる能力、意欲・態度が期待を上回っており、職員の模範である。
b	普通 当該職位に求められる能力、意欲・態度がほぼ期待どおりであり、特に問題はない。
c	不足 当該職位に求められる能力、意欲・態度が期待を下回っており、努力が必要である。

※「期待」とは、「職位に求められる期待役割」を踏まえた上での着眼点に掲げる行動水準を指す。

(人事評価 総合評価結果)

能力評価		業績評価		能力評価×0.7 + 業績評価×0.3	総合評価（絶対評価）	
評点 合計		評点 合計			評点 合計	評語
※小数点以下第1位を四捨五入						
評価基準 (評点の範囲)	S	A	B	C	D	
	8.5点以上	7.0点以上 8.5点未満	5.5点以上 7.0点未満	3.5点以上 5.5点未満	3.5点未満	

(年度) 再任用職員の人事評価(写)【フルタイム勤務を除く】

				評価期間	
所属				月	日
職務名		職員番号		氏名	

① 能力評価(発揮能力と意欲・態度評価)

評価項目	評価要素	定義(求められる能力・行動)	自己評価 (評語)	第1次評価 (評語・評点)	第2次評価 (評語・評点)
基本姿勢	挨拶の励行	職場内外でのコミュニケーションの基本である挨拶の励行を通じて、円滑な人間関係や風通しの良い職場づくりを推進しようとする積極的な姿勢・行動	a b c	a b c ③ ② ①	a b c ③ ② ①
発揮能力	折衝・説明	組織や自分の考え・意図を相手に的確に説明し理解させ、その過程で意見の調整を行い、最適な結論を導き出し合意を得る能力	a b c	a b c ②① ①② ④	a b c ②① ①② ④
	決断・判断	市民や組織全体への影響など、様々な状況を総合的・多角的に把握、理解し、先見性をもって的確に決断・判断する能力	a b c	a b c ②① ①② ④	a b c ②① ①② ④
意欲・態度	責任感	全体の奉仕者として、職責を自覚し、責任をもって最後までやり遂げ、結果を出そうとする態度・行動	a b c	a b c ②① ①② ④	a b c ②① ①② ④
	積極性	通常業務だけではなく、困難課題や新事業に自主的かつ前向きに取り組み、市民満足度を高めようとする意欲的な態度・行動	a b c	a b c ②① ①② ④	a b c ②① ①② ④
	協調性	目標達成・課題解決のために協力する姿勢、またチームワークに貢献し、良好な人間関係を構築しようとする態度・行動	a b c	a b c ①⑦ ⑩ ③	a b c ①⑦ ⑩ ③

② 業績評価(担当業務の遂行度評価)

			評価		評点合計①		/100		/100	
担当業務	評価要素	定義	自己評価 評語	第1次評価 評語 評点	第2次評価 評語 評点	◆第1次評価者 評価理由(記入必須)				
	1. 正確性	上司の指示や業務の手順を的確に理解し、担当業務を正確、確実に行うとともに、上司に報告・連絡・相談をしている。	s	s 25	s 25					
			a	a 20	a 20					
			b	b 15	b 15					
			c	c 10	c 10					
			d	d 5	d 5					
	2. 迅速性	積極的に技術、知識を高めることや業務の改善、工夫を行うことで、効率化を図るなど、担当業務を迅速に行っている。	s	s 25	s 25					
			a	a 20	a 20					
			b	b 15	b 15					
			c	c 10	c 10					
			d	d 5	d 5					
	3. 貢献度	自らの知識・技術を活用し組織等を活性化させ、チームであれば協力し合い、業務遂行した結果の組織の基本使命に対する貢献度。	s	s 50	s 50					
			a	a 40	a 40					
			b	b 30	b 30					
			c	c 20	c 20					
			d	d 10	d 10					

◆能力評価・業績評価の自己評価理由(記入必須)

評点合計②

/100

/100

◆第2次評価者 評価理由(必要に応じて記入)

職務名 氏名

◆調整者 コメント(必要に応じて記入)

職務名 氏名

<総合評価>

※フィードバック面談(結果開示)は所屬長が必ず行う。その他の面談は第1次評価者が実施するが、被評価者との合意があれば実施しないことも可とする。

①能力評価	②業績評価	総合評価(絶対評価)	
評点合計	評点合計	評点合計	評語
※小数点以下第1位を四捨五入			
評語基準	S	A	B
(評点の範囲)	85点以上	70点以上85点未満	55点以上70点未満
		C	D
		35点以上55点未満	35点未満

(写)
再任用職員の人事評価（フルタイム勤務を除く）の評価基準

※シート裏面（印刷不要）

① 能力評価

◎ 評価要素の着眼点

項目	要素	着 眼 点
基本姿勢	挨拶の励行	①場面に応じた対応 場面や相手にふさわしい挨拶を行っている。
		②継続性と習慣化 日々の積み重ねによって、挨拶が自然な習慣として身についている。
発揮能力	折衝・説明	①意思の疎通 上司や関係者等に自らの経験に基づく助言を適宜行う等、緊密な連携を取り、相手との信頼関係を築いている
		②適切な交渉 意見の異なる相手にも粘り強く交渉するとともに、わかりやすく丁寧に説明し、理解させ納得させている
		③意見の調整 交渉の中で、必要に応じて相手の意見を取り入れ、適切な結論を導き出している
	決断・判断	①正確な理解・分析 相手の利害関係や業務に関する情報等を収集し、正確な分析に基づいて理解、判断している
		②タイミング これまでの状況や将来を見越して、タイミングを逃さずに時宜を得た判断、選択をしている
		③変化への対応 急激な状況の変化や突発的な事態に対して、冷静に適切な判断を行い、柔軟に対処している
意欲・態度	責任感	①職責の自覚 職責を自覚し、課題から逃げずに、責任転嫁や責任回避することなく最後までやり遂げている
		②職務専念 全力で職務に専念し、自らの職務に誇りと責任を持ち、担当業務における専門家として取り組んでいる
		③誠実な行動 市民の視点に立ち、一方的な論理を押し付けることなく、誠心誠意かつ公平に対応している
	積極性	①業務推進意欲 困難な業務や新たな業務に対しても、率先して取り組んでいる
		②改善意欲 市民満足度向上のため、問題点を把握し、解決策を提示、実施するなど積極的に業務の充実・改善を図っている
	協調性	①協力 自ら他者の業務に取り組むなど他者への協力を惜しまない
		②連携 必要に応じて、周囲に連携や協力を呼びかけ、その調整を行っている
		③チームワーク どの職員に対しても分け隔てなく接し、職場内外に良好な環境を作ることで、チームワークを向上させている

◎ 評価基準

<能力評価基準>「基本姿勢」

評語	評 語 の 意 味
a	求められる姿勢・行動がとられており、他の職員の模範である。
b	求められる姿勢・行動が基本的にとられており、特に問題はない。
c	求められる姿勢・行動がとられていないことが多かった、又は全くとられておらず、改善が必要である。

<能力評価基準>「発揮能力」「意欲・態度」

評語	評 語 の 意 味
a 優秀	当該職位に求められる能力、意欲・態度が期待を上回っており、職員の模範である。
b 普通	当該職位に求められる能力、意欲・態度がほぼ期待どおりであり、特に問題はない。
c 不足	当該職位に求められる能力、意欲・態度が期待を下回っており、努力が必要である。

※「期待」とは、「職位に求められる期待役割」を踏まえた上での着眼点に掲げる行動水準を指す。

② 業績評価

評語	基準	例 示
s	職位に求められる期待水準を大きく上回った	正確性 担当業務にミスがなく、質については期待された水準をはるかに超えている
		迅速性 担当業務を極めて効率的に処理し、期限のかなり前に業務を処理し終えている
		貢献度 期待された水準をはるかに上回り、組織目標、組織の基本使命の達成に多大な貢献をしたと認められる
a	職位に求められる期待水準を上回った	正確性 担当業務にほぼミスがなく、質については期待された水準を超えている
		迅速性 担当業務を効率的に処理し、期限内に業務を処理し終えている
		貢献度 期待された水準を上回り、組織目標、組織の基本使命の達成に大きく貢献したと認められる
b	職位に求められる期待水準に達した	正確性 担当業務に小さなミスが時々あるが、質については期待された水準どおりである
		迅速性 ほぼ期限内に業務を処理している
		貢献度 特に業務に支障が生じることもなく期待どおりであり、組織目標、組織の基本使命の達成に貢献したと認められる
c	職位に求められる期待水準を下回った	正確性 ミスが繰り返され、大きなミスや質について期待された水準に及ばないことが時々あった
		迅速性 期限内に業務を処理できないことが時々あった
		貢献度 期待された水準を下回り、上司や同僚に多くの援助を受けることにより、業務を遂行できたことが時々あり、業務に支障が生じた
d	職位に求められる期待水準を大きく下回った	正確性 大きなミスが繰り返される、または致命的なミスが何度かあり、注意指導の効果もない
		迅速性 期限を大幅に遅れることが幾度もあり、注意指導の効果もない
		貢献度 なすべき努力をせず、組織のカバーによっても業務を遂行できないことが幾度もあり、業務に大きな支障が生じた

(写)

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

その他

市長と教育委員会との地方公務員法第23条の2の規定に基づく
協議の回答について

地方公務員法第23条の2の規定に基づく、市長との協議について別
紙のとおり報告する。

令和8年4月23日提出

さいたま市教育委員会
教育長 竹居 秀子

(写)

総 人 人 第 3 2 5 4 号

令 和 8 年 3 月 2 6 日

さいたま市教育委員会 様

さいたま市長 清水 勇人

地方公務員法第23条の2の規定に基づく協議について（回答）

令和8年3月19日付け教管教総第3845号で協議のありました標記のことについては、同意します。

総務局人事部人事課制度係

担当 福原

内線：2417

(写)

教管教総第 3 8 4 5 号
令和 8 年 3 月 1 9 日

さいたま市長 清 水 勇 人 様

さいたま市教育委員会
(公印省略)

地方公務員法第 2 3 条の 2 の規定に基づく協議について

地方公務員法第 2 3 条の 2 の規定に基づき、別紙のとおり協議します。

担当 教育総務課 秘書・総務係 橋本
(内) 3 9 1 3

(写)

別紙

さいたま市立小・中・中等教育・特別支援学校教職員の人事評価に関する要綱（平成29年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前				
さいたま市立学校教職員の人事評価に関する要綱					さいたま市立小・中・中等教育・特別支援学校教職員の人事評価に関する要綱				
(趣旨)					(趣旨)				
第1条 この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第23条の2の規定に基づき、さいたま市立学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。以下同じ。）の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、主任実習助手、実習助手、学校栄養職員及び事務職員（高等学校及び中等教育学校後期課程に属する事務職員を除く。以下同じ。）（以下「教職員」という。）に対する人事評価（同法第6条第1項に規定する人事評価をいう。以下同じ。）の実施について必要な事項を定めるものとする。					第1条 この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第23条の2の規定に基づき、さいたま市立小・中・特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、学校栄養職員及び事務職員、並びに中等教育学校の学校栄養職員及び事務職員（前期課程に属する事務職員に限る。）（以下「教職員」という。）に対する人事評価（同法第6条第1項に規定する人事評価をいう。以下同じ。）の実施について必要な事項を定めるものとする。				
別表第1（第7条関係）					別表第1（第7条関係）				
評価者等		第1次評価者	第2次評価者	調整者	評価者等		第1次評価者	第2次評価者	調整者
被評価者					被評価者				
[略]		[略]			[略]		[略]		
主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭（共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。以下同じ。）に所属する者を除く。）、助教諭、養護助教諭、主任実習助					主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭（共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。以下同じ。）に所属する者を除く。）、助教諭、養護助教諭、学校栄養職				

(写)

手、実習助手、学校栄養職員（共同調理場に所属する者を除く。）及び事務職員

[略]

員（共同調理場に所属する者を除く。）及び事務職員

[略]

別表第2（第11条関係）

	評価領域
[略]	
栄養教諭	I 給食管理・運営
	II 食に関する指導
	III その他の校務等
主任実習助手 実習助手	I 実験・実習等の指導計画の作成・実施・改善
	II 実験・実習等の施設・設備の管理
	III その他の校務等
[略]	

別表第2（第11条関係）

	評価領域
[略]	
栄養教諭	I 給食管理・運営
	II 食に関する指導
	III その他の校務等
[略]	

別表第3（第13条関係）

評価の種類	適用区分	自己評価シートの様式
実績評価・行動プロセス評価	[略]	
	栄養教諭	様式第6号
	主任実習助手、実習助手	様式第7号
	学校栄養職員	様式第8号
	事務職員	様式第9号

別表第3（第13条関係）

評価の種類	適用区分	自己評価シートの様式
実績評価・行動プロセス評価	[略]	
	栄養教諭	様式第6号
	学校栄養職員	様式第7号
	事務職員	様式第8号

別表第4（第15条関係）

[略]	[略]	評価シートの様式
[略]	[略]	様式第10号

別表第4（第15条関係）

[略]	[略]	評価シートの様式
[略]	[略]	様式第9号

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

その他

市長と教育委員会との地方公務員法第23条の2の規定に基づく
協議の回答について

地方公務員法第23条の2の規定に基づく、市長との協議について別
紙のとおり報告する。

令和8年4月23日提出

さいたま市教育委員会
教育長 竹居 秀子

(写)

総 人 人 第 3 2 5 4 号

令 和 8 年 3 月 2 6 日

さいたま市教育委員会 様

さいたま市長 清水 勇人

地方公務員法第23条の2の規定に基づく協議について（回答）

令和8年3月19日付け教管教総第3848号で協議のありました標記のことについては、同意します。

総務局人事部人事課制度係

担当 福原

内線：2417

(写)

教管教総第 3 8 4 8 号
令和 8 年 3 月 1 9 日

さいたま市長 清 水 勇 人 様

さいたま市教育委員会
(公印省略)

地方公務員法第 2 3 条の 2 の規定に基づく協議について

地方公務員法第 2 3 条の 2 の規定に基づき、別紙のとおり協議します。

担当 教育総務課 秘書・総務係 橋本
(内) 3 9 1 3

(写)

別紙

さいたま市立高等学校及び中等教育学校教職員の人事評価に関する要綱（平成 19 年 4 月 1 日施行）は廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 廃止前のこの要綱の規定によりされた最終評価結果の効力については、改正後のさいたま市立学校教職員の人事評価に関する要綱（令和 8 年 4 月 1 日施行）による人事評価が実施されるまでの間は、なお従前の例による。

その他

市長と教育委員会との地方公務員法第23条の2の規定に基づく
協議の回答について

地方公務員法第23条の2の規定に基づく、市長との協議について別
紙のとおり報告する。

令和8年4月23日提出

さいたま市教育委員会
教育長 竹居 秀子

(写)

総 人 人 第 3 2 5 4 号

令 和 8 年 3 月 2 6 日

さいたま市教育委員会 様

さいたま市長 清水 勇人

地方公務員法第23条の2の規定に基づく協議について（回答）

令和8年3月19日付け教管教総第3849号で協議のありました標記のことについては、同意します。

総務局人事部人事課制度係

担当 福原

内線：2417

(写)

教管教総第 3 8 4 9 号
令和 8 年 3 月 1 9 日

さいたま市長 清 水 勇 人 様

さいたま市教育委員会
(公印省略)

地方公務員法第 2 3 条の 2 の規定に基づく協議について

地方公務員法第 2 3 条の 2 の規定に基づき、別紙のとおり協議します。

担当 教育総務課 秘書・総務係 橋本
(内) 3 9 1 3

(写)

別紙

さいたま市立高等学校及び中等教育学校教職員の人事評価実施要領（平成19年4月1日施行）は廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 廃止前のこの要領の規定によりされた評価書等の保存及び評価書の引き継ぎについては、なお従前の例による。